

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会  
(第4回)

平成25年7月8日(月)  
15:00~17:00  
省議室(9階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について  
(関係団体、有識者からのヒアリング)

3. 閉会

[配布資料]

- 資料 1 新川参加人提出資料
- 資料2-1 赤石参加人提出資料
- 資料2-2 赤石参加人提出資料
- 資料 3 片山参加人提出資料
- 資料4-1 佐藤参加人提出資料
- 資料4-2 佐藤参加人提出資料
- 資料 5 周参考人提出資料
- 資料 6 前回までの指摘事項等について



特定非営利活動法人WINK  
ひとり親家庭支援に関するご提案

# Winkの活動理念



1. 社会教育に関わる活動として大人世代の責任の全う
2. ひとり親家庭におけるさまざまな支援活動
3. 子どもの健全育成に関わる活動

**当事者団体ではなく支援者団体になろう！**  
**をスローガンに活動を展開しています。**

事務所住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-10

会員数 全国77人(企業会員15社含) 運営スタッフ数 20人

会員種目 運営会員 正会員個人 正会員団体 賛助会員個人サポート会員

設立年月日 2002年7月19日 東京都認証 12月内閣府申請変更

現在は千葉県認証(東京都に変更申請中)

理事長 新川明日菜

理事 新川てるえ 枝根英治 鈴木純子 中畠信一 畠中宏一 福原裕一

藤本賢 光本歩 宮原礼智

事務局 中島千裕 原田真帆

# 企業との協働例



## ■株式会社喜久屋との「シングルマザーチェーン店フランチャイズオーナー制度」を実施中

・シングルマザーの就労支援としてクリーニングチェーン店のオーナーを都内店舗にて育成中。様々な角度からシングルマザーの就労にとって必要なことや問題点を検証しています。

## ■ラックライフエンジニアリング(株)との「ママのハッピーワーク」、シングルマザー向け職業紹介事業、シングルマザーのための再就職セミナーの開催

・就職活動に向けての心構えやシングルマザーとしての自分をどうアピールするか？面接や職場での人間関係の上手な作り方などをアドバイス。

## ■東京キリンビバレッジサービス(株)との協働で「ワンコインで社会貢献！」Winkドネーション自動販売機設置

・売上から1パーセント(キリンビバレッジ)1パーセント(オーナー様)合計2パーセントがNPO法人ウインクに寄付されます。母子家庭に家庭教師をプレゼント。

## ■アイプラティナ化粧品とシングルマザー向け化粧品を開発

・忙しいシングルマザーのためのリーズナブルなしぜん化粧品を企画・開発をしています。[\(http://iplatina.jp/\)](http://iplatina.jp/)



など、各企業とさまざまな協働をしております。

また企業間のビジネス連携ができるように定期的に企業交流会を開催しております。

# Winkの事業



1. インターネットをつかった情報発信
  2. 相談事業
  3. 講演講師派遣
  4. 有料職業紹介事業
  5. 面会交流支援事業
  6. アンファン先生事業
6. 出版



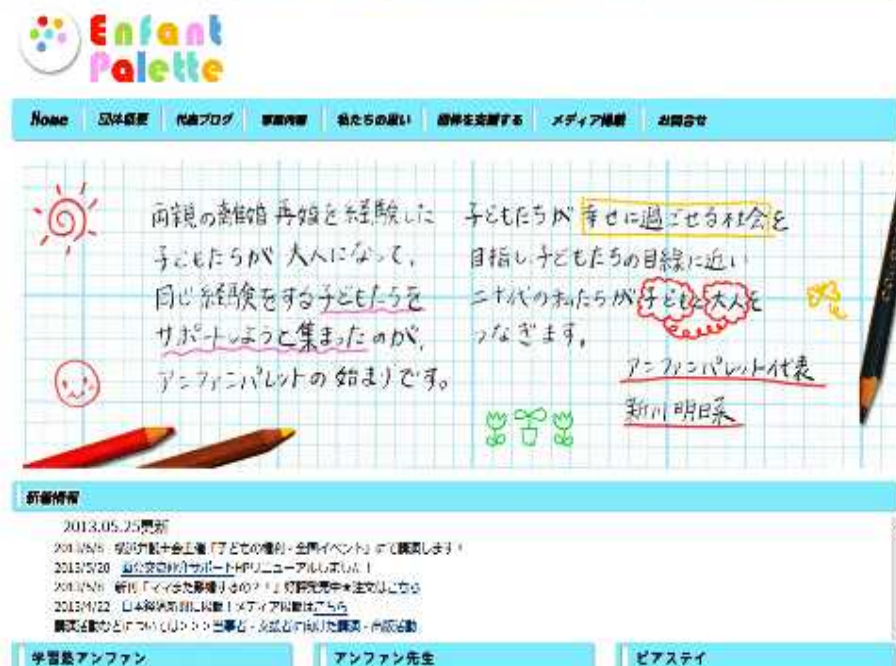
# 離婚後の親子関係修復に関する活動

## 面会交流を支援するカインドリボンサービス

- 民間サービスとして継続して行うことの困難さ(国の支援が必要)
- 料金の問題(補助ができないか?)
- 面会場所がない
- 当事者(両親と子ども3者)の心のケアの問題
- 支援者の教育と適正の問題



# 離婚家庭の子どもの支援 アンファン先生家庭教師派遣



- 離婚家庭の子ども達の相談ニーズに応える
- 離婚家庭の子ども達の相談する場所
- 子ども達の抱えるストレスは親だけでは解決ができない
- 学習支援ボランティア事業（平成24年度新規事業）の充実
- 支援スタッフの教育育成

## NPO法人ウインクからのご提案まとめ



- SNS等の情報発信ツールをフル活用して当事者に支援情報がしっかりと届く仕組みづくり
- 面会交流における国の支援の確立
- ひとり親家庭の子どもの支援として学習支援ボランティア事業等の充実





資料2-1  
赤石参加人提出資料

# ひとり親支援の 在り方について 当事者団体から

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長

赤石千衣子

# NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむとは

- **目的** シングルマザーが子どもといっしょに生き生き楽しく生きられるような社会をつくる
- **性格** シングルマザーの当事者団体
- **事業** 相談、情報を提供、交流の場をつくり、研修、調査・提言する
- **会員数** 300人(当事者、支援者含む)
- **スタッフ** 10人
- **連携団体** 10数団体(セカンド・ハーベスト・ジャパン等)
- **ボランティア** 数人

# しんぐるまざあず・ふぉーらむ の歴史

- 1980年 児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会として発足
- 1994年 『母子家庭にカンパイ！』発行 名称を「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」に
- 2002年 NPO法人取得
- 2003年 『母子家庭の仕事と暮らし』発行(ひとり親就労実態調査・就労支援事業)
- 2004年 『母子家庭の子どもたち』発行
- 2005年 『養育費をもらいましょう』発行
- 2006年 『別れた父と養育費』発行 養育費を払うお父さんの調査
- 2007年 『母子家庭の仕事と暮らし2』発行 就労支援調査
- 2008年 『シングルマザーのあなたへ 暮らしを乗り切る53の方法』発行
- 2009年 『母子家庭の子どもと教育』教育費調査実施
- 2010年 『離婚後の子どもの「共同親権」を考える』発行
- 2011年 被災したシングルマザー、避難母子支援 ホットラインとカフェ開催
- 2013年 『3.11後を生きる シングルマザーたちの体験を聞く』発行

# NPO法人しんぐるまざあず・ ふおーらむの活動

相談・交流事業 電話相談 毎週火曜日午後3時～9時  
メール相談随時  
グループ相談会  
メーリングリストによる支え合い

情報発信 通信、ホームページ、twitter、facebook等

子ども支援 学習支援、お泊り会、クリスマス会、野外活動

生活支援 フードバンク、セカンドハーベストジャパンと提携

研修・講師派遣 支援者養成講座 各地の団体支援

提言活動

# 親セミナーと子どもプログラムを並行して

千葉市 ひとり親向け研修講座（全4回）

## シングルマザー／ファーザーのためのハッピー講座

シングルマザーやシングルファーザーを対象に、児童のしつけ・育児についての4回連続講座を行います。  
毎回子ども向けのプログラムや託児（1.5歳から就学前児童・要予約）もあります。  
ぜひ、お気軽にご参加ください。講座終了後には、個別相談会も開催します。

### < 第1回 平成25年10月6日（日） >

13:30～15:00 「ひとり親家庭の暮らしと生き方」講師：赤石千衣子  
子ども用プログラム「いろんな家族があるんだね！」  
（担当：埼玉大学 堀田香織）

### < 第2回 11月10日（日） >

13:30～15:00 「離婚やシングルマザーにまつわる法律知識」  
（離婚の手続き、養育費、面会交流）講師：大石聡子  
子ども用プログラム  
遊びと子どものアートワークショップ（担当：いちむらみさこ）

### < 第3回 11月24日（日） >

13:30～15:00 「ひとり親の仕事・ライフプラン」講師：大矢さよ子  
子ども用プログラム  
遊びと子どものアートワークショップ（担当：いちむらみさこ）

### < 第4回 平成26年1月26日（日） >

13:30～15:00 「どうしたらいい？ 子どもの教育と教育費」  
講師：なかじまともみ  
子ども用プログラム（体を動かす！ いろんなゲームを）

参加  
無料

子ども用プログラム  
個別相談会も実施します。

※申込多数の場合は  
抽選とさせていただきます。

※各回講演会終了後（15:00～16:00）に、個別相談会を実施します。

対象：ひとり親家庭の親と子ども、ひとり親になるかも知れない方と子ども ※4回とも参加いただける方

定員：大人向け講座 20名 子ども用プログラム（対象：5歳から小学校6年生） 10名

申込方法：往復はがきに必要事項（記載例参照）を明記して申し込み先へ 9月18日（水）必着

Fax・メールでも受け付けます

申込先：〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

千葉市母子寡婦福祉会（Tel & Fax 043-261-9156 メール：boshikai@grace.ocn.ne.jp）

【往復はがき記載例】

【返信の表】

申し込み方の  
住所・氏名

【返信の裏】

ひとり親向け研修講座申込  
・郵便番号、住所、電話番号  
・親氏名  
・子ども用プログラム参加児童氏名、生年月日  
・託児希望児童氏名、生年月日

<主催>

千葉市

<企画協力>

NPO法人

しんぐるまざあず・ふぉーらむ

# ほっとサロン(グループ相談会)



当事者同士の分かち合い、サポートの手法  
ひとりじゃなかった 先行く仲間との出会い  
エンパワーの時間  
ファシリテーターは研修を受けた当事者  
セミナー(講演会)と相談会とセットで実施  
(写真は沖縄県那覇市での相談会)

# 各地のシングルマザー 団体と連携支援

北海道	しんぐるまざあず・ふおーらむ・北海道
福島	しんぐるまざあず・ふおーらむ・福島
岩手	インクル岩手
富山	えがおプロジェクト
関西	しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西
島根	しんぐるまざあず・ふおーらむ・出雲
松山	シングルマザー交流会
福岡	しんぐるまざあず・ふおーらむ・福岡
沖縄	しんぐるまざあず・ふおーらむ・沖縄

# 最近の相談事情

離婚前の別居中の相談が多い

職場でのパワハラ、人間関係の悩み

DVのトラウマ

子どもの不登校、障がい

母子家庭になってかなり経過し疲弊した母親からの相談が多い

メンタルな問題を抱える母親、虐待をしてしまう母からの相談もある

子どもが家出してくることもある

非婚の母からの相談も多い



# ユーザー(当事者)からみた ひとり親支援

支援メニューがあるが知らなかった 母子就業自立支援センター

支援メニューはあるが使えなかった 日常生活支援

支援を受けられると思わなかった 高等技能訓練促進費

支援マインドの不足

非婚ママの孤立 情報を知らなかった

返還請求のトラブル

# 提案

## 当事者団体からみたひとり親支援の在り方について

# ①児童扶養手当について

- 児童扶養手当の役割を再確認

生活保護を受けずにギリギリで働くひとり親を支援

- 第2子、第3子の加算の増額

・2カ月に1回の支給あるいは毎月の支給

・事実婚の規定の改定(別紙資料)

1980年の通知が子どもの権利条約、児童虐待防止法、家族観・住まい方の変化に適合していないのではないか。

・5年間受給後の支給停止について 問題は残っている。

・一部支給停止適用除外届を出していない0.4%の受給者の調査が必要なのではないか。

## ②事業の周知について

ひとり親のガイドブックの作製配布（紙で）

東京都日野市 町田市 千葉市

ガラパゴス携帯・スマホ向けメルマガ、ツイッター、  
ブログ、FBの活用

わかりやすく シンプルに デザイン性を考えた  
ガイドブック・チラシを研修

カード配布も

# ひとり親のガイドブック 東京都日野市



## ③母子自立支援員の業務について

相談活動に専念できる条件を

償還業務よりも相談業務へ

身分保証と支援スキル(社会福祉士等の資格は有効)

名称問題

## ④日常生活支援事業の改善について

ひとり親の就労、生活困難に対応できるよいツールである。

委託先の多様化

申しこみ窓口を市役所にする

ファミリーサポート事業との統合（提供会員の拡大）

ファミリーサポート事業を利用した場合の費用補助

## ⑤就労支援について

- 高等技能の資格の拡大について 例: 言語聴覚士 歯科技工士 鍼灸師 柔道整復師
- 自立支援プログラム、ハローワークと連携依頼「福祉から就労」→「生活保護受給者等就労自立促進事業」 勧めにくい
- 高校卒業資格取得支援について  
準看ほか



## ⑤就労支援について(続き)

- 就労支援の実績評価

(正規、非正規だけでなく、収入のアップにつながったのかなど)

- 在宅就労の実績評価が必要

一部の人には有効であると思われるが  
在宅就労は子どもを看ながら仕事ができるというが安い報酬で社保もなく自営で家にいても子どもを放置するような働き方になるのではないか。

## ⑥非婚の母への不利の解消

- 妊娠中からの情報提供 母子手帳、母親(父親)学級への配慮
- 未婚・非婚の母をクロス統計に入れる
- みなし寡婦控除の推進

婚姻歴のない母子家庭の母には寡婦控除が適用されず、年収200万円で税、保育料、公営住宅家賃など10~20万円の負担格差

2013年1月日本弁護士連合会が違憲とし要望を関係団体に送付

札幌市、那覇市、千葉市、岡山市で既実施。新たに八王子市、日の出町、立川市などで実施

# 寡婦控除の有無による負担の差

参考(婚姻歴の有無による年間負担額の比較)					
例1 給与収入額 258万4400円(月収21万5300円)のシングルマザー					
八王子市在住、子ども2歳、市営住宅入居					
					単位:円
	納付総額	住民税	所得税	保育料	家賃
婚姻歴無	597,400	105,200	49,400	169,200	273,600
婚姻歴有	469,400	72,700	31,900	128,400	236,400
差額	128,000	32,500	17,500	40,800	37,200
例2 給与収入額201万4770円(月収16万7900円)のシングルマザー					
八王子市在住、子ども2歳、市営住宅入居					
					単位:円
	納付総額	住民税	所得税	保育料	家賃
婚姻歴無	456,200	63,100	283,000	128,400	236,400
婚姻歴有	247,200	0	10,800	0	236,400
差額	209,000	631,000	17,500	128,400	0

## ⑦孤立した母子、情報の届かない母子に向けて

1回のアクセスを次の支援につなげる  
対応をどう確保するのか

電話相談カードの配布など

24時間フリーダイヤル、子育て支援  
の電話相談、よりそいホットラインなど

そのほか

子どもの貧困対策法との関連  
について説明が必要

今回の成果文書についてパ  
ブリックコメントを



## 第三章 疑義回答

○児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について

昭和四十八年五月十六日 児企第二八号  
各都道府県民生主管部(局)長宛  
厚生省児童家庭局企画課長通知

〔改正経過〕

- 第一次改正 (昭和五五年六月二三日児企第二六号)
- 第二次改正 (昭和五五年六月二三日児企第四八八号)
- 第三次改正 (昭和五五年一月二六日児企第四六号)
- 第四次改正 (昭和五七年一〇月一日児企第八二四号)
- 第五次改正 (平成八年二月二九日児企第九号)

標記について、従来の疑義回答を整理区分するとともに新たな疑義事項につき、それぞれ回答を附し、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。

おつて、次に掲げる通知は、廃止する。

- 1 昭和三十七年二月二十三日児企第三五号「児童扶養手当受給資格の認定について」
- 2 昭和三十九年五月八日児企第三九号「児童扶養手当関係法令上の疑義について」
- 3 昭和四十二年十一月八日児企第七五号「児童扶養手当関係法令上の疑義について」

第三章 疑義回答 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について

- 4 昭和四十二年十一月八日児企第七五号の二「特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」
- 5 昭和五十三年六月九日児企第二二二号「児童扶養手当関係法令上の疑義について」

記

1 事実婚の範囲について

(1) 児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。(児童扶養手当法第四条第二項第七号及び第三条第三項)これは、母が事実婚をしている場合には実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、そもそも児童の養育費たる性格をもつ本手当を支給する必要が存在しないからである。

従来事実婚の解釈については、いわゆる内縁関係にある場合であつても当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止(第七三二条)、近親婚の制限(第七三四条)、直系姻族間の婚姻禁止(第七三五条)又は養親子間の婚姻の禁止(第七三六条)のいずれかの規定に抵触する場合には、事実婚には該当しないものとして取扱い、手当を支給してきた。

しかしながら、児童扶養手当の趣旨、目的からみると、かかる場合には、実質上の父が存在し、手当を支給する必要性が存在しないばかりでなく、かかる場合に手当を支給することは、民法も禁止しているように社会一般の倫理観に反し、非倫理的な行動を助長しているとの批判を免れないところである。

例えば近年いわゆる未婚の母の受給者が増加しており、その中には妻子ある男性と同居している事例がかなり見受けられるところであるが、かかる場合には手当を支給する必要性は何等存在しないものである。

よつて、今回、事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととした。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合あるいは、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合等の場合には、同居していなくとも事実婚は成立しているものとして取り扱うこととした。

(2) 今後、新規認定に当たつて、事実婚の範囲については上記の解釈に従つて取り扱うとともに、既に受給している者についても毎年の現況届、民生・児童委員等の報告等に基づき事実婚が発見された場合には受給資格喪失の処分を行うこと。

2 公的年金給付の児童加算について

(1) 児童扶養手当は、児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつてるときは支給されない。(法第四条第二項第四号)これは児童扶養手当が、公的年金制度を補充する制度として設けられたものであり、公的年金によつて給付の対象となつていない場合には二重給付となるので手当を支給する必要がないと考

えられるからである。

(2) 他方年金における加算額は妻のものであろうと子のものであるうと客観的な事実関係によつて一律に支給されるものであつて、受給者の意思によつて左右されるものではない。したがつて、受給者が加算額を「辞退」ということはそもそももあり得ないものである。

(3) 児童の加算額に関する児童扶養手当制度の取扱いとしては、法第四条第二項第四号の規定の趣旨からみて公的年金の仕組みとして子の加算制度がある場合には、客観的な事実関係によつて現実に児童が加算の対象となつていない場合を除くほか、児童扶養手当は支給されないものであるので、受給資格認定に当たつては十分留意すること。

3 月の初日において児童が児童福祉施設に入所した場合の取扱いについて

月の初日(例えば四月一日)に児童が児童福祉施設(収容施設)に入所した場合においては、当該月の初日から児童は施設の監護下にあり、母の監護又は養育者の養育は及んでいないと考えられるので、従来より当該月(四月)の児童扶養手当及び特別児童扶養手当は当該児童については支給しない取扱いとしてきたところであるが、この取扱いを再確認したこと。



資料3

片山参加人提出資料



# ひとり親家庭への支援施策全般について改善が必要と思われることについて

# 父子家庭の現状

---

## 父子家庭のイメージ

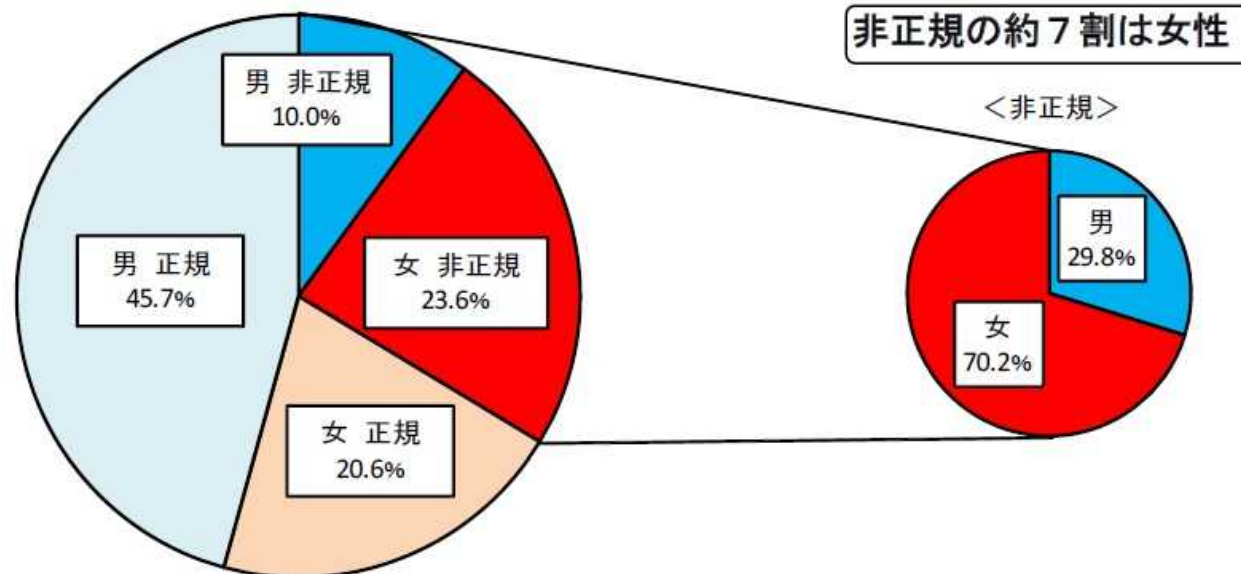
- ・母子家庭と比べ平均年収が高く、生活が安定している
- ・家事、子育てが困難
- ・母子家庭と比べ支援制度が少ないと思われる
- ・コミュニティが少なく孤立している

高収入？

# 平均年収が高く、生活が安定しているように見えるが

2012年平均の雇用者(役員を除く)に占める男女別の正規・非正規の割合(うち卒業)

女性は非正規と正規で約半々、男性は非正規が正規の約1/4弱



2013年2月総務省統計局資料より

父子家庭になった途端、残業・出張・早出が困難になり、  
転職を余儀なくされ、非正規雇用になるケースが多い

# 平均年収が高く、生活が安定しているように見えるが

子ども達のタイムスケジュールに合わせた働き方を選択する必要に迫られる。

早出・残業が難しい。

出張転勤が難しい。

会社に居づらくなる

労働時間が減る

給料が下がる

社内の評価も下がる

リストラ・アルバイト扱いの危機

子育てを最優先させると収入が減り、  
5 **生活レベル**は下がって行く。

住宅ローンなどを背負う

貯金を切り崩す

尽きたら自己破産

子の年齢、疾患、障がいの有無により  
状況は更に悪化

働き方を見直す、または転職・起業を検討し始めるが、父子家庭への社会理解、子育て支援は遅れている

年収は高いが返済に追われる  
**「隠れ貧困」**となるのも父子家庭の特徴

# ジェンダー・バイアス

家事、子育てが困難だと思われるが

## ジェンダー・バイアスに苦しむ

ひとり親支援

子育て支援

男女共同参画

ジェンダー問題

母子家庭支援

母親支援

女性支援

女性の権利

長年の日本の文化により  
支援のイメージが作り上げられてきた

支援が少ない？



# 全父子連の活動経過と実績

制度名	2013年現在		2009年以前
	母子家庭	父子家庭	父子家庭
児童扶養手当	○	実現	×
ひとり親在宅就労支援	○	△	当時無
医療助成(地域差あり)	○	△	△
母子寡婦福祉貸付金(12項目にわたる)	○	要望中	×
高等技能習得促進費	○	平成25年4月	×
自立支援教育訓練給付金制度	○	平成25年4月	×
JR定期割引	○	実現	×
特定就労困難者雇用開発助成金	○	平成25年3月	×
公営住宅優先入居 (地域差あり)	○	△	△
母子寮	○	×	×
マザーズハローワーク	○	○	○
保育園の優先入居	○	○	○
日常生活支援員の派遣	○	○	○
国民年金遺族基礎年金(父と子が別居する必要有り)	○	平成26年4月	△
国民年金寡婦年金	○	△	△
遺族厚生年金(55歳以上の年齢要件あり)	○	△	△

支援制度が少ないと思われる

**母子及び寡婦福祉法**

**全国母子世帯等調査**

**母子家庭及び寡婦自立促進計画**

**母子家庭等日常生活支援事業**

**母子家庭等就業・自立支援事業**

**母子家庭等就業・自立支援センター事業**

**母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援**

**母子自立支援プログラム策定等事業**

**母子自立支援員**

**マザーズハローワーク事業**

- ・母子及び寡婦福祉法の改正
- ・母子寡婦福祉貸付金制度の  
父子家庭への支援拡充
- ・未婚(非婚)世帯への「寡婦(寡夫)控除」の拡充
- ・「母子家庭等」→「ひとり親家庭」  
「母子・父子家庭」  
「寡婦」「寡夫」

# 孤 立

NPO、任意団体などで、父子家庭、父親主体のコミュニティは全国各所に点在している

しかし、いずれも民間団体

父子家庭にも**受け皿**として  
全国母子寡婦福祉団体協議会のような組織が必要

2009年以前まで、父子家庭は**社会の片隅に追いやられ**  
主だった支援制度はなかった。

父子家庭の認知、理解こそが必要である。

資料4-1  
佐藤参加人提出資料

# ひとり親家庭の支援施策の 在り方について

H25.7.8 (月)

ハンド・イン・ハンドの会

Hand in Hand



# ひとり親家庭の現状 認識（母子家庭を中心に）

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する専門委員会資料より①



# ①ひとり親家庭の主要統計データ

## ～平成23年全国母子世帯等調査の概要～

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(世帯の収入)	291万円	455万円
5 平均年間就労収入(母又は父の就労収入)	181万円	360万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

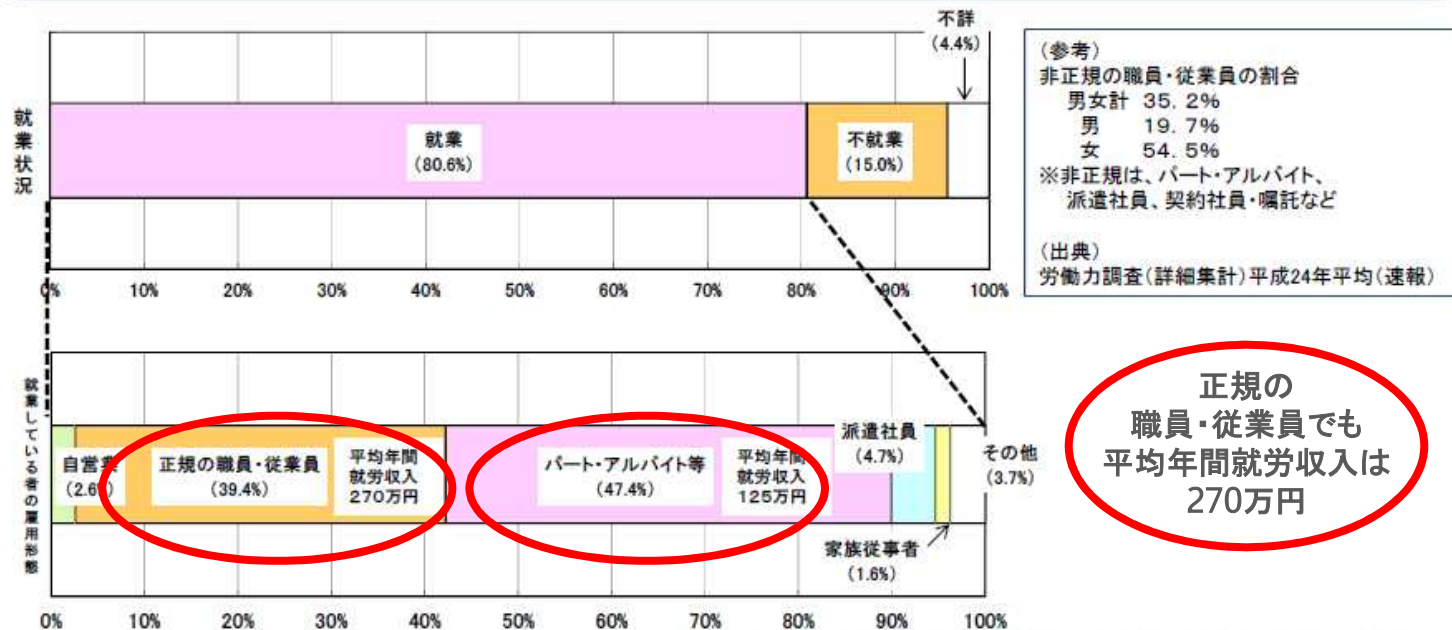




## ②母子世帯の就業状況

～高い就業率にもかかわらず低収入～

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)  
非正規の職員・従業員の割合  
男女計 35.2%  
男 19.7%  
女 54.5%  
※非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など  
  
(出典)  
労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

正規の職員・従業員でも平均年間就労収入は270万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

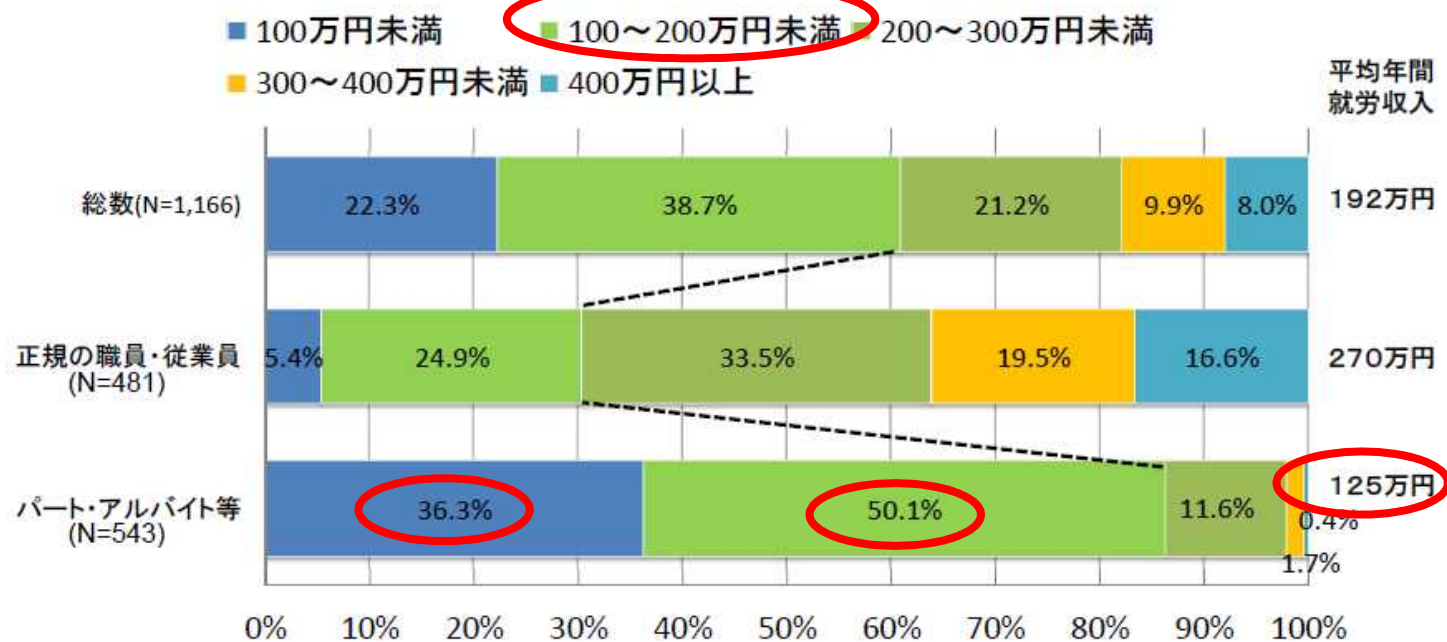
※参考《海外のひとり親家庭の就業率》  
アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス70.1%、  
イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、OECD平均 70.6%  
OECD「Babies and Bosses」より(2005年)



### ③母子家庭の勤労収入の状況

～パート・アルバイト等は9割弱が200万円未満～

- 現在、就業している母子世帯の母の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では270万円、「パート・アルバイト等」では125万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、200万円未満が30.3%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が86.4%を占める。



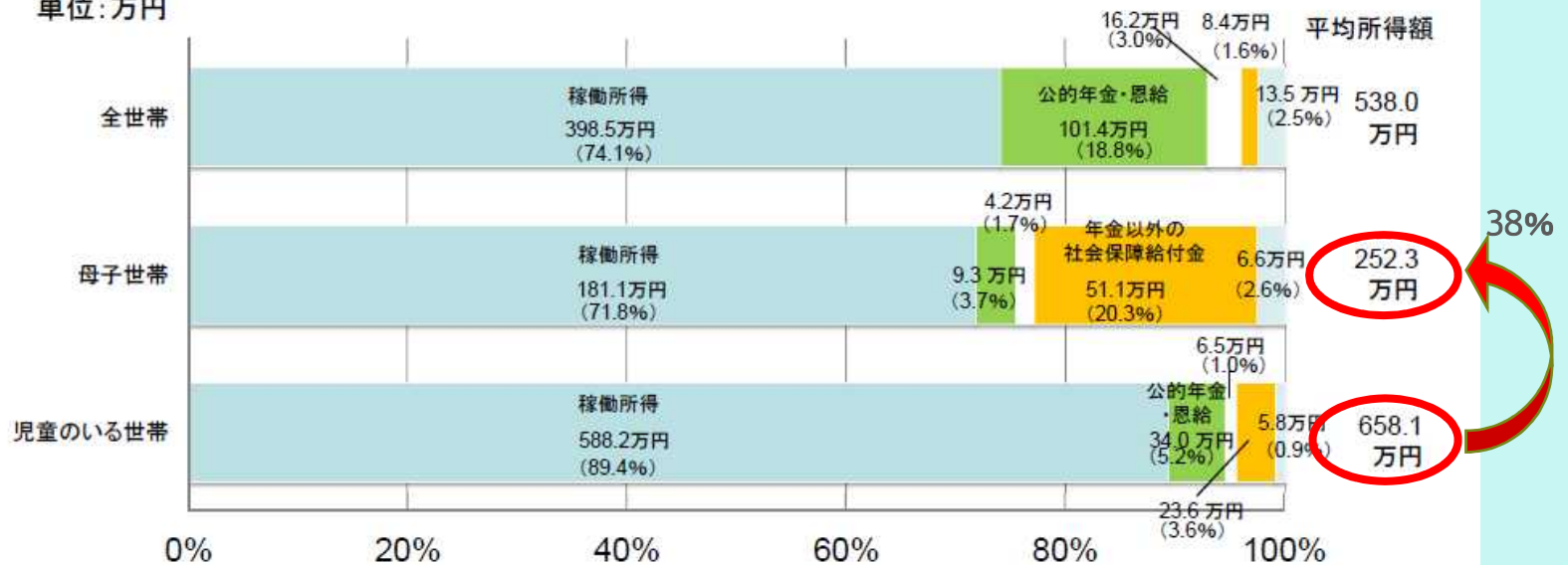
# ④世帯類型別の所得の種類別平均所得額の状況

～際立つ稼働所得の小ささ～

○母子世帯の総所得は年間252.3万円。「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎない  
 (平成23年国民生活基礎調査)  
 ○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。「児童のいる世帯」の31%に過ぎない。  
 ※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準になっている。

■稼働所得 ■ 公的年金・恩給 □ 財産所得 ■ 年金以外の社会保障給付金 ■ 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

単位: 万円

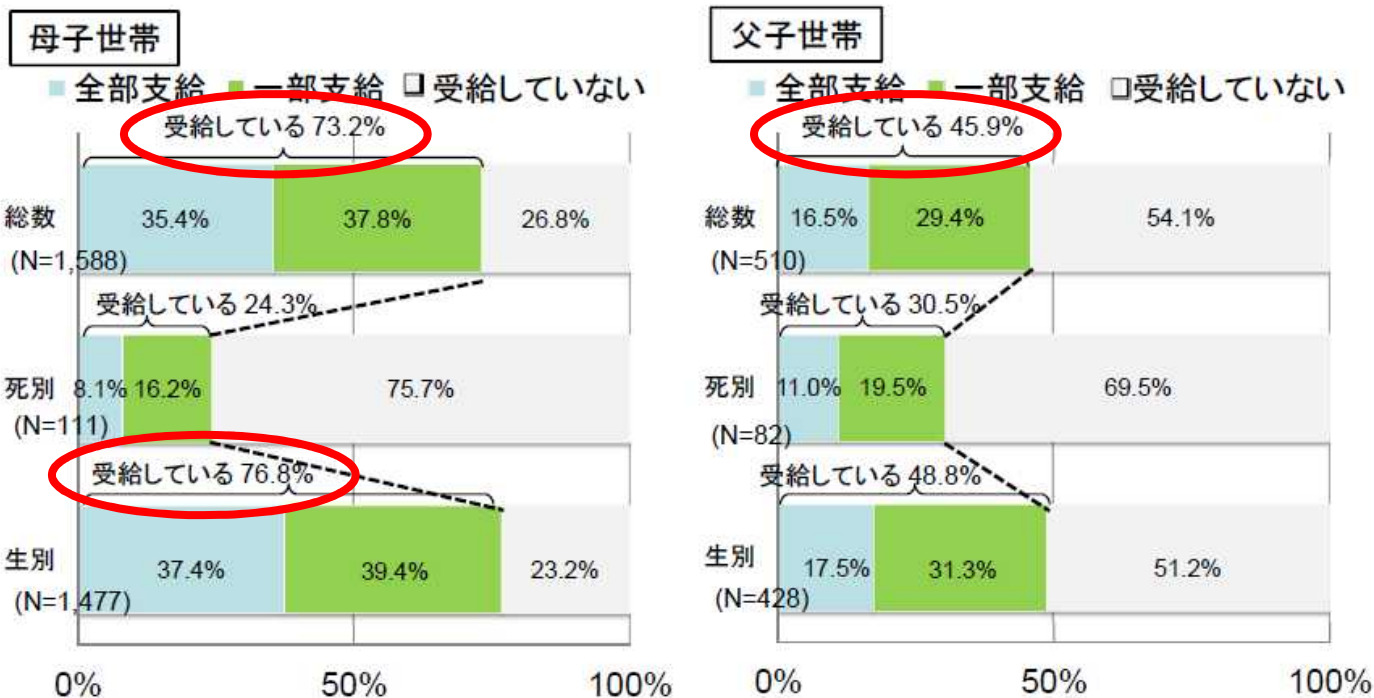


(出典) 平成23年度国民生活基礎調査



# ⑤ひとり親家庭の児童扶養手当の受給状況 ～母子家庭の7割超、父子家庭の半数弱が受給～

○母子世帯では、母が児童扶養手当を受給している割合が73.2%であるのに対して、父子世帯では、父が児童扶養手当を受給している割合は45.9%である。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査



## ⑥児童扶養手当受給者数の推移 ～顕著な増加傾向、全額受給者は6割弱～

○平成24年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例(速報値))

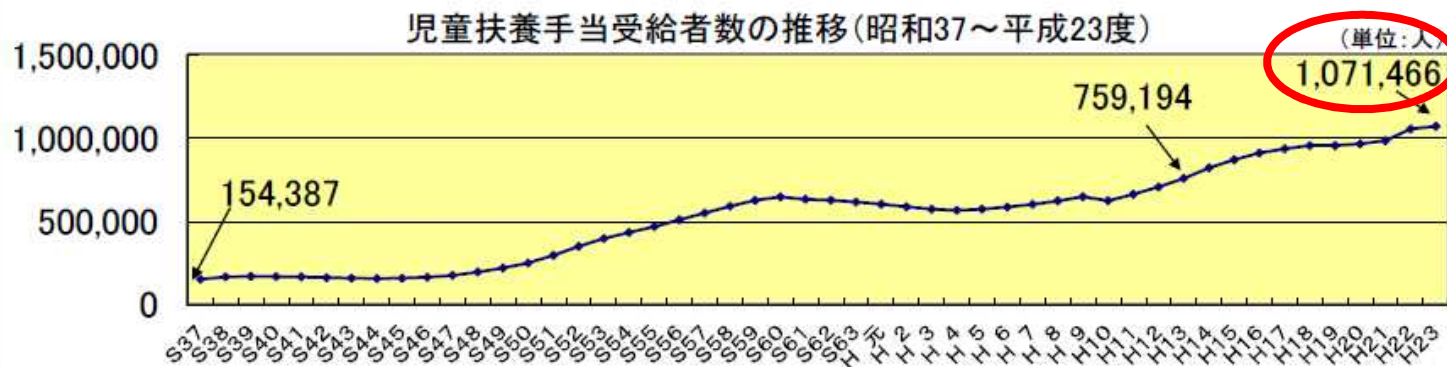
	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	978,848 (100.0%)	872,990 (89.2%)	1,452 (0.2%)	8,148 (0.8%)	88,624 (9.1%)	4,287 (0.4%)	3,347 (0.3%)
父子世帯	61,650 (100.0%)	53,876 (87.4%)	40 (0.0%)	5,784 (9.4%)	582 (1.0%)	1,129 (1.8%)	239 (0.4%)
その他世帯	30,968						
計	1,071,466						

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成23年度末は1,071,466人となっている。

(平成22年8月より父子家庭の父等に支給対象を拡大)

(東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計)

○平成23年度末において、全部支給者は614,591人(57.4%)、一部支給者は456,875人(42.6%)である。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

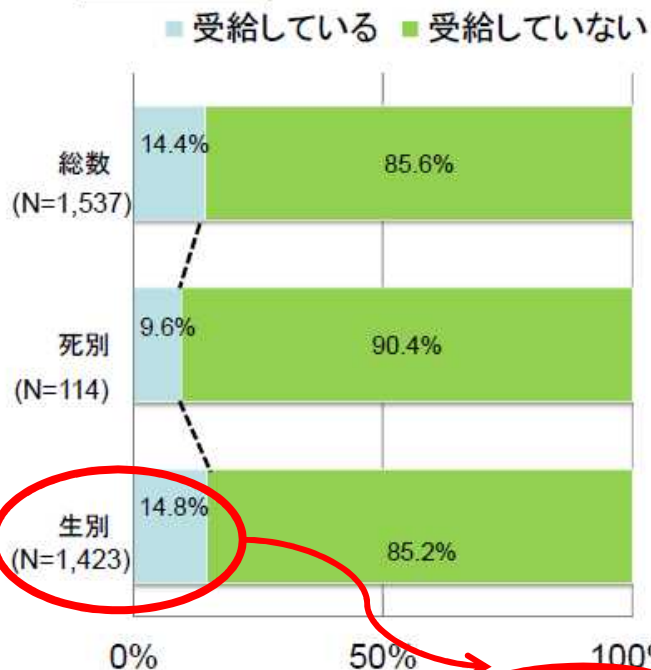


# ⑦ひとり親世帯の生活保護の受給状況

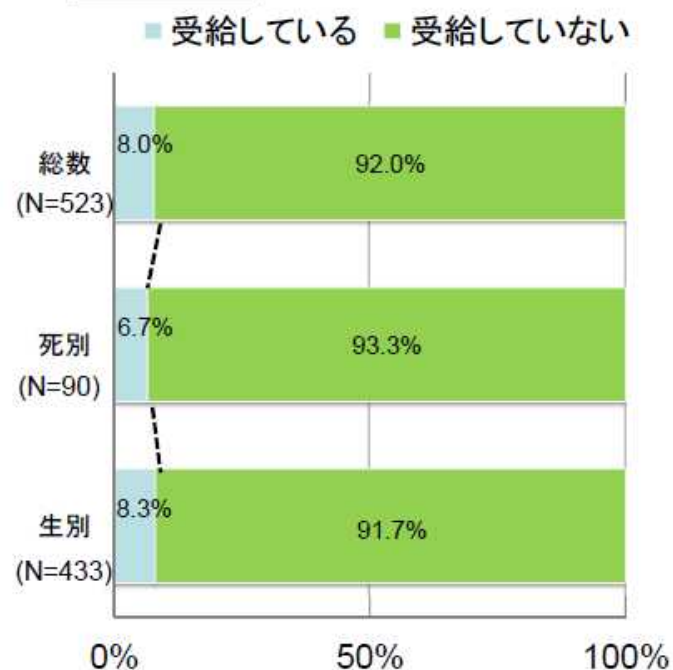
～母子家庭の14.4%が生活保護を受給～

○母子世帯では、生活保護を受給している割合が14.4%であるのに対して、父子世帯では、生活保護を受給している割合は8.0%である。

母子世帯



父子世帯



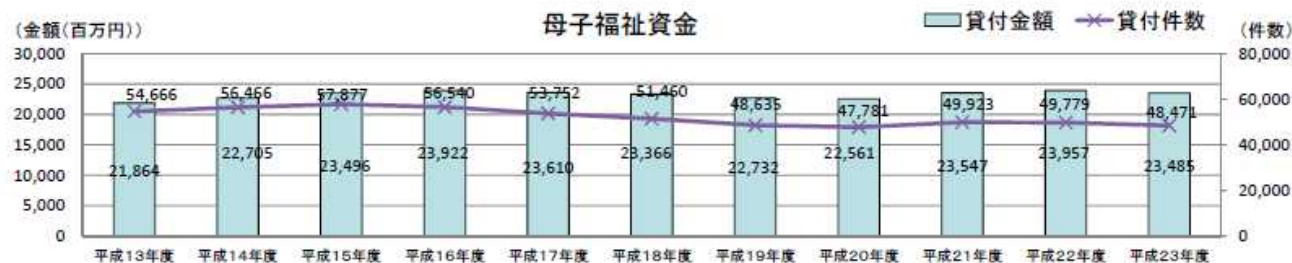
(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 111,776世帯

厚労省 被保護者調査(平成25年3月分概数)



# ⑧母子寡婦福祉資金貸付金の貸付実績 ～貸付実績（金額）8割が修学資金～

- 貸付金額は、230～250億円で推移している。
- 貸付件数は、減少傾向にある。



# 現状のひとり親家庭 の支援について

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する専門委員会資料より②





平成14年 母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正  
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化

---

## 支援施策の4本柱

- 就業支援
- 子育て・生活支援
- 養育費確保支援
- 経済的支援



# 就業支援

- マザーズハローワーク事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
  - ①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業
- 母子自立支援プログラム策定等事業
- 「福祉から就労」支援事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- 高等技能訓練費促進費等事業
- ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）
- ひとり親家庭等を雇用する事業主が活用できる助成金・奨励金



# 子育て・生活支援

- ひとり親家庭生活支援事業
  - ①ひとり親家庭相談支援事業 ②生活支援講習会等事業
  - ③ひとり親家庭情報交換事業 ④児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）
  - ⑤学習ボランティア事業（平成24年度新規事業）
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 母子生活支援施設
- 保育所の優先入所等について
- 子育て短期支援事業
- 修学資金等の貸付（母子寡婦福祉資金貸付金）



## 養育費確保支援

- 養育費に関する規定の創設（平成15年4月施行）
- 強制執行手続きの改善（平成16年4月施行）
  - 一度の申し立てで将来の分についても給与等の差し押さえが可能に
- 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（母子寡婦福祉資金）
- 養育費算定基準の周知等（平成16年3月）
- 離婚届時における養育費取り決めの促進策の実施（平成17年8月）
- 養育相談支援センターの創設（平成19年度）
- 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

離婚届に、親子の面会交流、養育費について取り決めの有無のチェック欄



# 経済的支援

- 児童扶養手当

- 【検討課題】

- ① DV被害者に対する児童扶養手当の支給について

- ② 児童扶養手当の公的年金との併給調整について

- ③ 児童扶養手当の一部支給停止及び適用除外について

- (参考) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- 就業している、求職活動等自立支援を図る活動をしている場合等

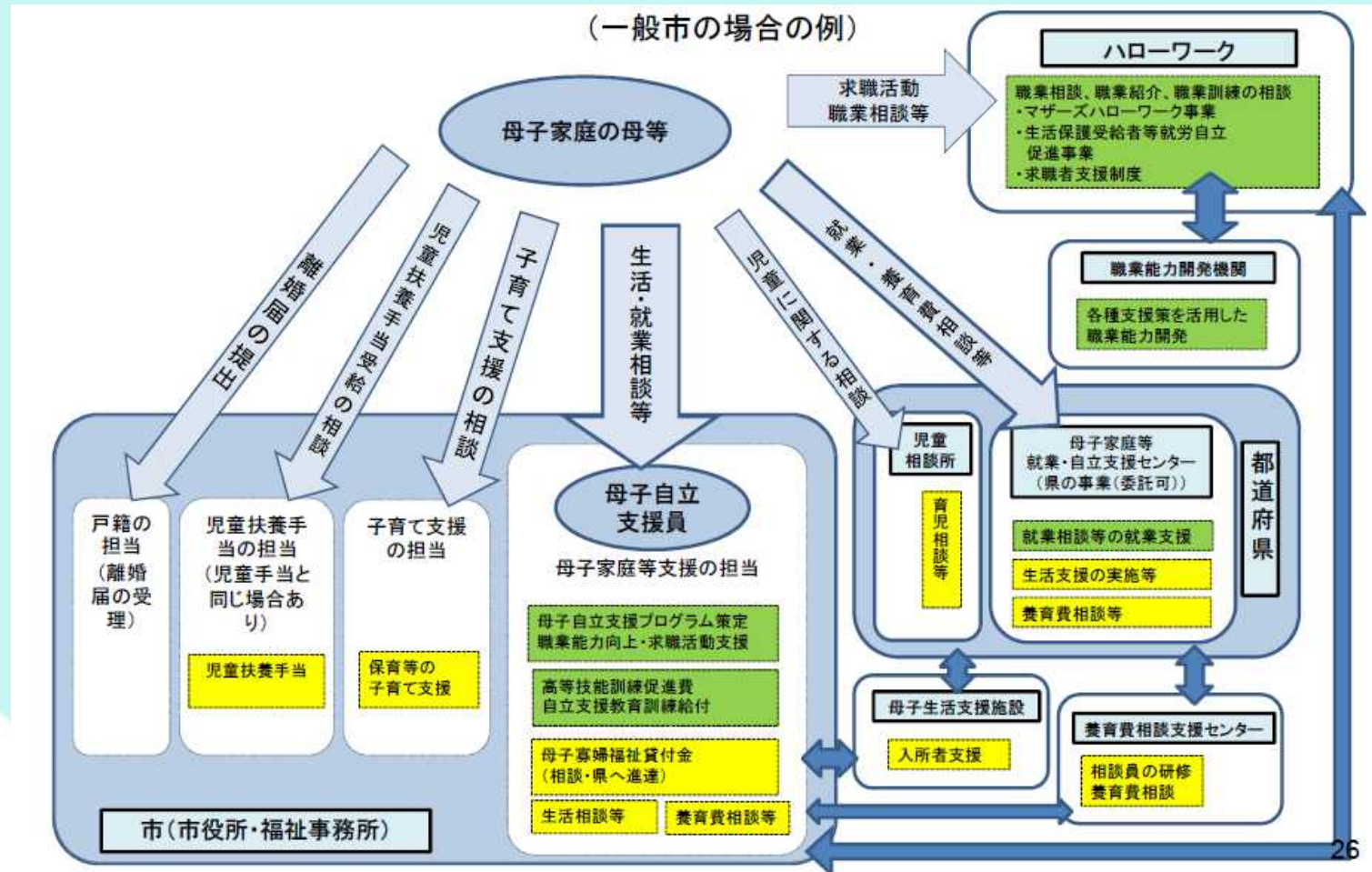
- ④ 離婚した父の所得による所得制限（未施行）について

- 母子寡婦福祉資金貸付金



# ひとり親への支援に係る主な機関

豊富な支援メニュー ～でもどこに相談すればいいの？～



26



# 現状の支援施策 から見えてくる課題

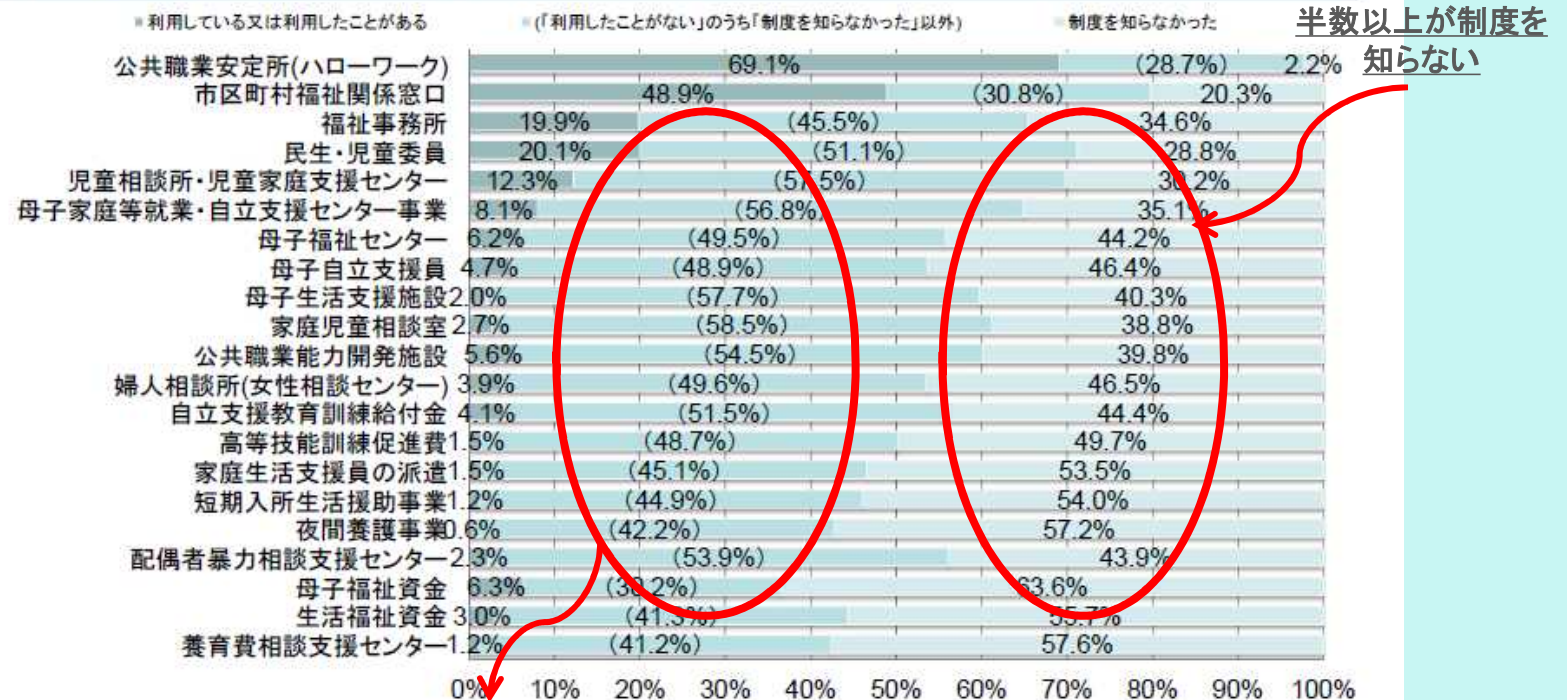
就業・自立に向けた総合的な支援になっているか？



# 豊富なメニューも知らなければ利用できない

## 母子世帯における公的制度等の利用・周知状況

○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については3割~6割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。



半数以上が制度を知らない

制度を知っていても利用しない人が大半

(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査





# 支援施策のメニューは豊富でも利用は限定的

- 支援事業を実施している自治体と未実施の自治体の混在

例) 母子自立支援プログラム策定事業

実施状況 43都道府県

指定都市19か所は実施率100%

→自立支援プログラムを策定できる人員確保にも問題？

- 居住地で事業を実施していなければ利用したくてもできない
- 居住地で事業を実施していても条件が整わないと利用できない

→申請のための物理的な問題（時間、移動に伴う費用etc.）

→事業実施自治体の中にも実施できない地域的な事情



# 公的機関に相談するひとり親は少数派

## ～母子家庭の悩み等（相談相手について）～

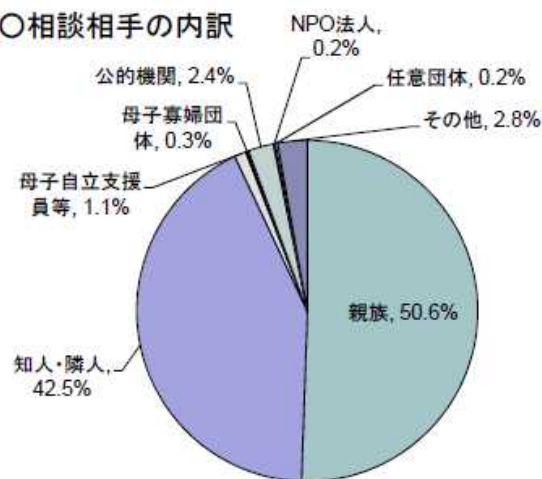
- 「相談相手あり」と回答した割合は、80.4%であり、相談相手は「親族」が最も多い。
- 「相談相手なし」のうち、61.8%が相談相手がほしいとしている。
- 相談相手がほしい者の困っていることの内訳では「家計」が最も多い。

### ○相談相手の有無

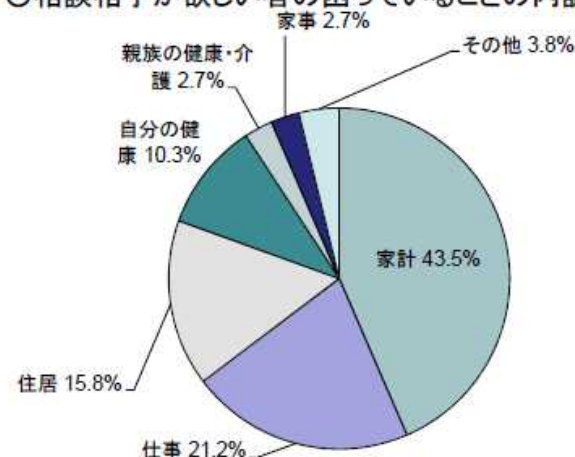
総数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手がほしい	相談相手は必要ない
1,617 (100%)	1,300 (80.4)	317 (19.6)	196 (61.8)	121 (38.2)

家計や仕事、住居などの問題でも相談する相手は親族、知人・友人

### ○相談相手の内訳



### ○相談相手が欲しい者の困っていることの内訳



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査



# 自立を支援する体制に係る課題

- 自治体の取組みに温度差はないか  
母子自立支援プログラム策定等事業も未実施の自治体がある  
自治体の財政もひっ迫している  
→人員配置含めひとり親家庭の支援に十分に取り組めない  
自治体における現場職員の問題認識は十分か（2～3年で異動）
- 自立を支援する母子福祉団体の基盤の脆弱さ  
資金力の弱さ  
人的資源によらざるをえない一方で専門的な知識を要する人員確保の難しさ、母子自立支援員等の処遇（非常勤雇用が多く不安定）



## そもそも、国の支援施策は十分なのか？

- 平成14年の母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正から10年が経過したが、児童扶養手当受給者は増加
  - 就業・自立に向けた総合的な支援は十分に機能しているのか？
- 事業のメニューだけ用意して、自治体まかせになってはいないか？
  - 迅速に実態を把握
    - 財政面の問題なのか、人員確保の問題なのか
  - 実施が不十分な自治体について、取組みを促すための体制整備を
    - 住居地による支援格差を解消
- 母子福祉団体等、現場の声に耳を傾けているか？



# ひとり親家庭の支援 に必要なこと

自立支援に必要な個々のニーズをつかむ



# ひとり親家庭の抱える問題の複雑さ

- 経済的困窮
- 就業に係る問題  
(再就職・転職の難しさ、低賃金・非正規雇用など)
- 住居問題 (家賃等の負担、保証人確保など)
- 転居、転校などの生活環境の変化による諸問題
- 子どものしつけ、保育、教育・進学 (学習環境、費用など)
- 健康問題 (ダブルワーク等による過重労働、医療費負担など)
- 離別親との関係 (養育費履行、面接交流など)
- DV被害、虐待等

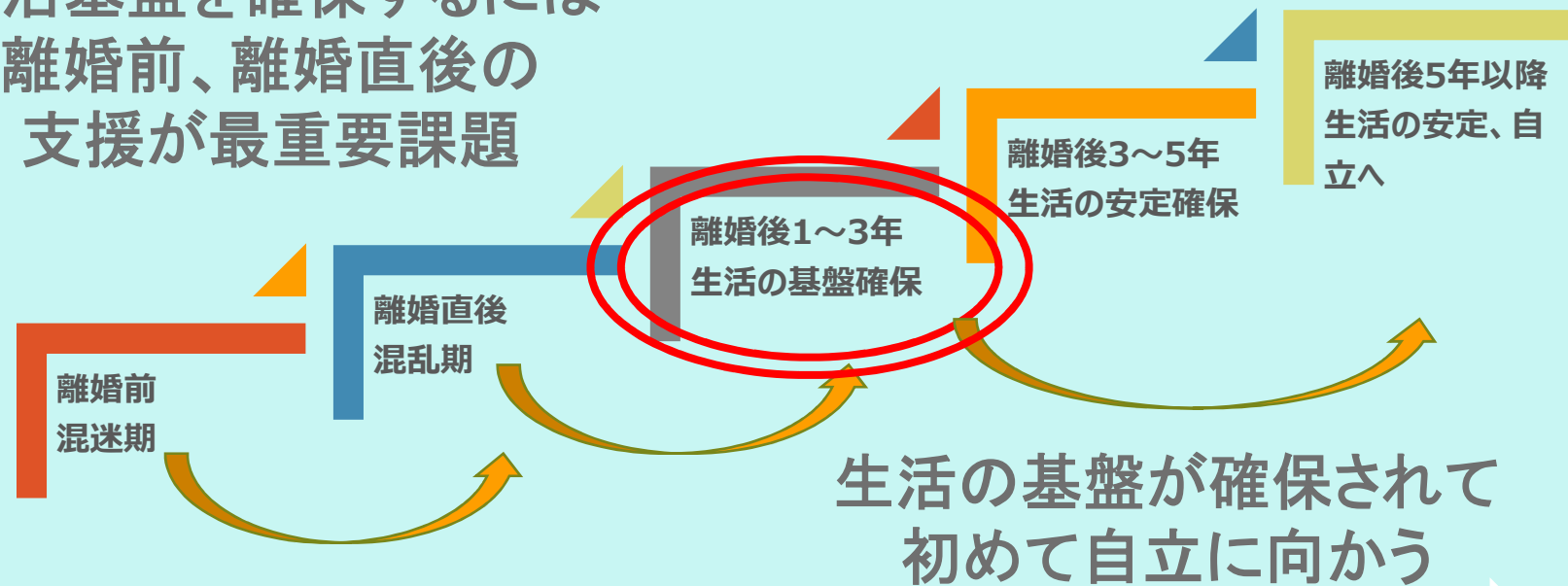
どの問題も深刻だが  
問題は一つだけではなく  
複雑に絡み合っている

緊急対応が必要な  
場合も



# ひとり親家庭の自立に向けたステップ（一例）

生活基盤を確保するには  
離婚前、離婚直後の  
支援が最重要課題



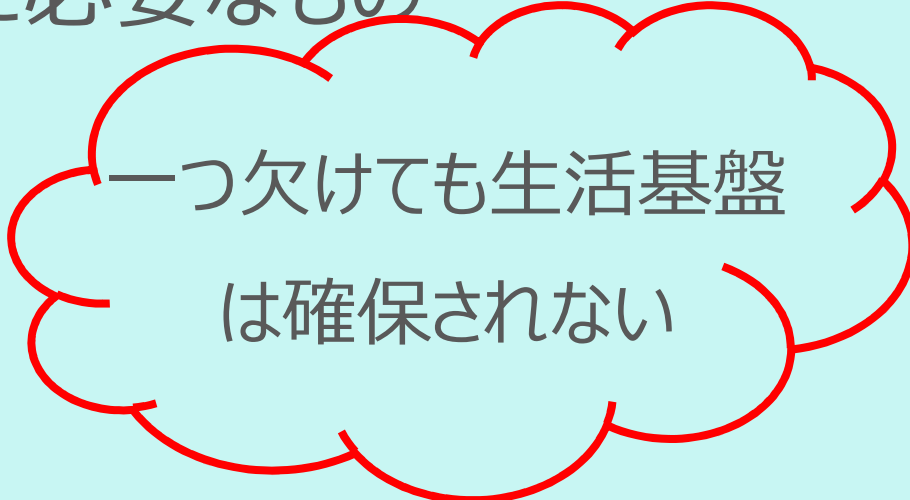
子どもの成長に伴う問題（継続的支援の必要性）

親の高齢化に伴う問題



## 生活の基盤確保に必要なもの

- 経済的安定
- 住居の安定
- 健康
- 精神的安定(親子とも)
- 周囲の配慮 (孤立を防ぐ)
- 困ったときに相談できる相手



一つ欠けても生活基盤  
は確保されない

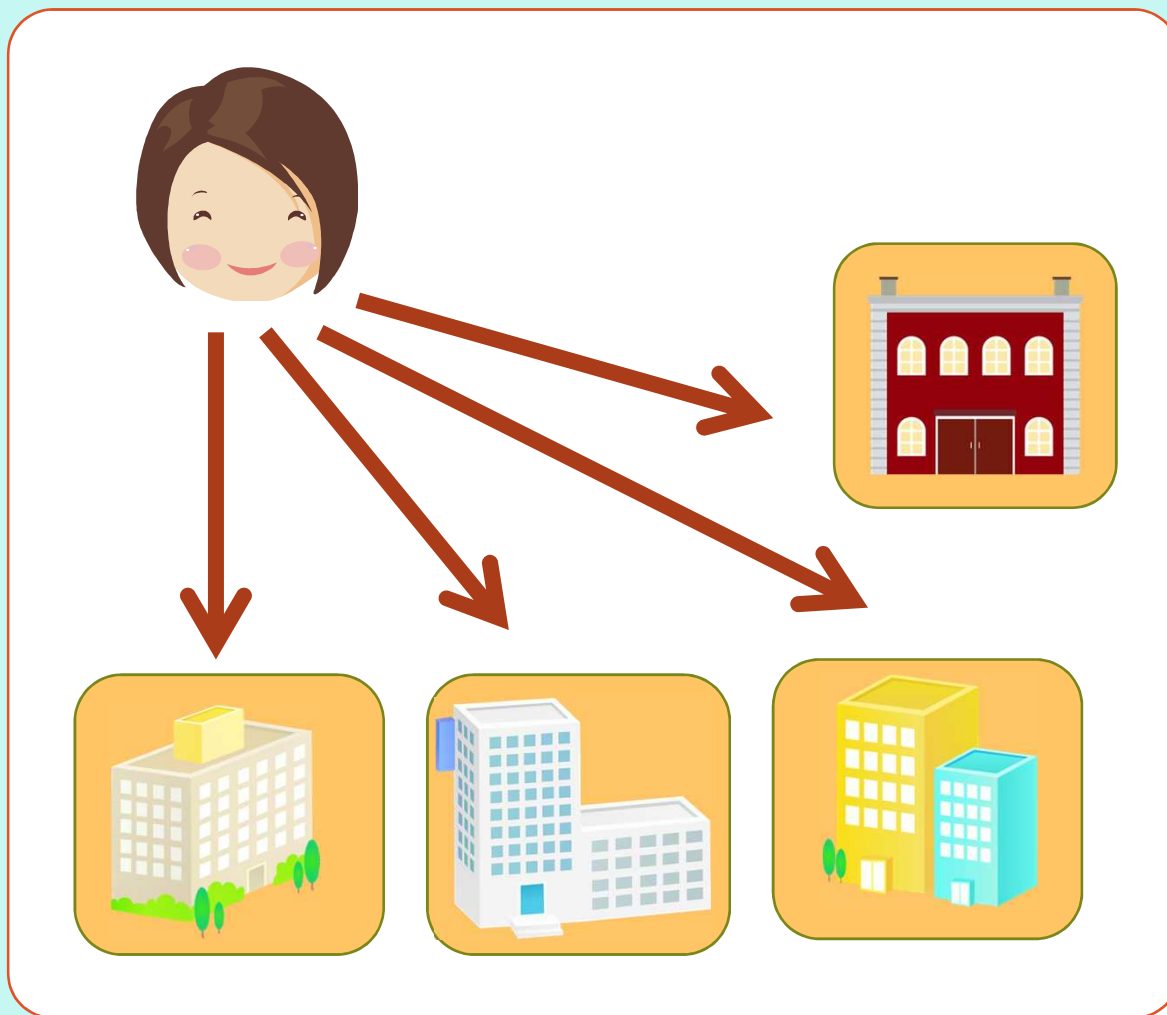




# 公的機関等によるファーストカウンセリングの重要性

- 離婚前・離婚直後（配偶者死亡直後）の支援が最重要課題
- 早期に対応することで、問題の複雑化・深刻化を防ぐ  
→問題が深刻化すればするほど自立への道のりが遠くなる
- 継続的な支援のための信頼関係構築
- 「ワンストップ・サービス」による個別支援の実施
- 関係機関との連携体制
- 公的機関は「待ち」の支援体制から「アプローチ型」支援体制へ  
→支援事業を知らないひとり親が半数以上（支援の漏れを防ぐ）
- 早期の支援体制の充実は必要だが、自立は急かさない





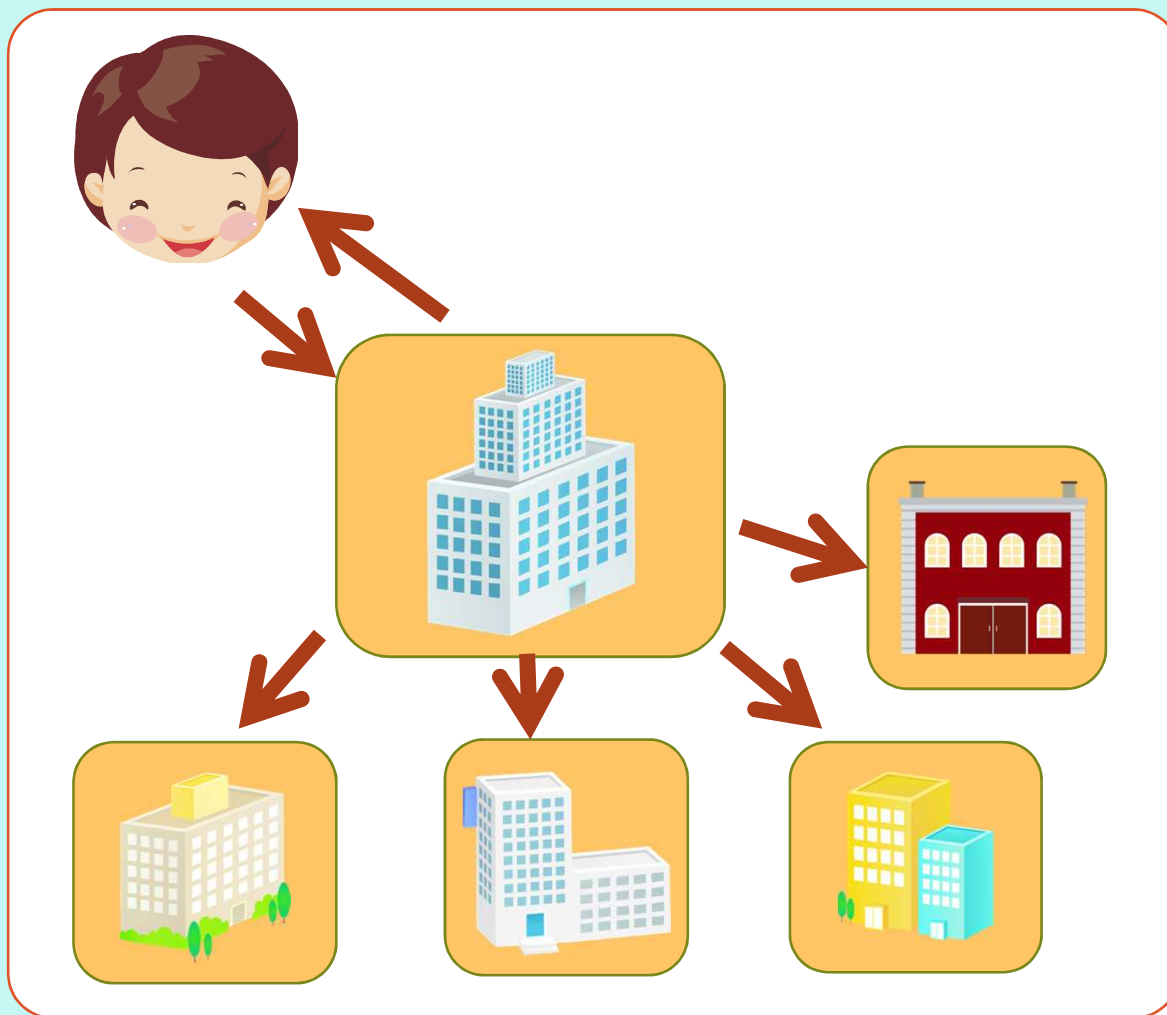
## 現状

お母さんが自ら  
個別の窓口  
相談に行く

どこの窓口に行ってもいいのかわからない場合や相談に行くことが困難な場合は、相談・支援につながらない

相談内容が分散し、支援に必要な情報も行き届かない





将来的には

一つの窓口で  
対応

いつでも  
どこでも

窓口が必要であると判断した場合は関係機関と連携

原則、離婚時は公的機関等が個別に接触する機会をもつ（アプローチする）



# 個別の施策支援 に対する提言

ニーズに合わせた制度設計を



## ①母子自立支援員について

- ファーストカウンセリングを実行するうえでも極めて重要  
しかしながら、非常勤職員の割合が高く、常勤職員は減少傾向  
(平成23年度 常勤419名 非常勤1,182名 計1601名)  
年間約78万件の相談のうち母子寡婦資金貸付金、児童扶養  
手当に係る相談が約46万5千件
- 全国で非常勤を含め1600名では絶対的に不足  
身分保障、処遇改善は喫緊の課題  
担い手不足を解消対策し、将来的な人材を育成する  
専門性を確保するための研修制度の充実



## ②高等技能訓練費促進費等事業

- 資格取得者の7割が常勤雇用につながっている

支給期間 修業期間の全期間（上限2年）

支給額 月額10万円（市町村民税非課税世帯）

平成23年度 資格取得者 3,016件（就職件数2,442件）

- 取得できる資格を増やす
- 充実した制度だが、支給額だけでは生活できない
- 生活費用のほかに修学費用も必要になるほか
- 養成機関に通学できるなどの地理的条件も必要



### ③ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について（安心こども基金）

- 家事、育児と仕事の両立が図りやすい
- 地理的条件の不利をカバーできる
- 能力開発、再就職への足掛かり

実施カ所数 45都道府県市区（平成25年1月現在）

受講人数 6,651人

- 単価が低いなど課題はあるが、自立につながるケースも
- 現行は基金から拠出しているが、継続的な支援事業に

※北海道と石巻市の取組事例を別資料で配布



## ④ひとり親家庭生活支援事業

- メニューは豊富でも未実施の自治体が多数ある
- 利用者から見てもメニューが多岐にわたり複雑  
→個々の状況の応じた支援策の必要性
- 学習支援ボランティア事業  
数少ない子どもに対しての直接支援  
ひとり親家庭に限定せず地域の事業として広く活用
- 母子生活支援施設  
入居者の抱える困難な状況に対する適切な支援を  
契約期間満了による退所者の継続的フォローの必要性





## ⑤ 養育費確保、面会交流について

- 養育費の支払いの制度化
- 養育費算定基準の明確化
- 利用しやすい強制執行制度の整備

監護親の経済状況によっては負担なしで強制執行ができる制度を

- 養育費の支払いにインセンティブを

年少扶養控除を復活し、養育費を支払いを履行している非監護親の所得から支払った養育費を控除可能とするなど

- 面会交流は親の収入にかかわらず子の福祉を最優先に



## ⑥ 児童扶養手当について

- ひとり親の就業・自立が十分とはいえない現状においては5年経過後の一部支給停止措置については現行制度を維持
- 公的年金給付との併給調整については、公的年金受給の有無にかかわらず、ひとり親家庭の総収入により支給
- ひとり親家庭等医療費助成について

→早期の受診につなげるため、申請後の後払いではなく、窓口清算のない医療券での受診ができるよう自治体間のばらつきをなくす



## ⑦母子寡婦福祉資金貸付金について

- 貸付実績（金額）の8割が修学資金
- 保証人制度について再検討
- 給付型の修学資金制度の導入の検討
- 手続きが煩雑、緊急資金としては利用できない
- 返済方法の弾力的運用
  - 返済のための新たな借入を防ぐ（多重債務の端緒としない）
- 父子家庭も貸付金の利用ができるよう名称を「ひとり親等福祉資金貸付金」とする



## ⑧住居問題について

- 自立のためには住居の安定が第一ステップ
- 住居が安定が就業への意欲にもつながる
- 利便性の高い公営住宅への入居は困難
  - 優先枠を利用しても応募倍率が高くなかなか入居できない
- 民間賃貸住宅は、敷金等の初期負担はもちろん毎月の家賃の負担も重い
- 親が高齢などの理由で保証人を頼める人がいない
  - 家賃補助や自治体等の入居時保証の制度化検討を



## ひとり親家庭が100あれば100のニーズ

- 抱えている問題は複雑でも生活基盤の安定を得ることが自立への第一歩
- 早期の重点的な支援が重要課題
- ひとり親の自立は子どもの健全発達につながる
- ひとり親家庭の子どもも成長し、いずれ独立する
- 10年後、20年後、30年後を見据えた支援策を
- 個々の状況にあわせたきめ細やかな支援が望まれる



# ハンド・イン・ハンドの会について

ハンド・イン・ハンドの会は、離婚を考える人や母子家庭のネットワークグループです。「ハンド・イン・ハンド」とは「手に手をとって」という意味。



1979年活動開始

30年以上の活動実績



ご清聴ありがとうございました。

ひとり親家庭への支援施策のあり方に関する専門委員会

提出資料

ひとり親家庭等の在宅就業者支援事業

紹介事例

石巻市・北海道

平成25年7月8日（月）

参加人：ハンド・イン・ハンドの会



ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）実施報告

平成24年5月31日時点

自治体名：宮城県石巻市

事業名：石巻市ひとり親家庭等在宅就業支援事業委託業務

事業実施期間：平成23年 8月 ～ 平成25年 3月（予定）

対象者：市内に居住する者であって、次の要件のいずれかに該当する者

- (1)母子家庭の母及び父子家庭の父で20歳未満の子と同居し生計を一にしている者
- (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- (3)高齢者（60歳以上）

募集人数：50人 応募総数：167人

（内訳：母子家庭112人、父子家庭0人、寡婦0人、高齢者34人、障害者21人）

訓練開始人数：50人

（内訳：母子家庭45人、父子家庭0人、寡婦0人、高齢者2人、障害者3人）

訓練修了人数：47人

（内訳：母子家庭43人、父子家庭0人、寡婦0人、高齢者1人、障害者3人）

事業受託者：石巻在宅就業支援コンソーシアム

代表事業者：石巻IT・測量業協同組合

構成企業；メディアテック株式会社、株式会社デジタルプレイス

株式会社東京システムエージェンシー石巻営業所

業務開拓の方針	
1)	<p><b>将来も継続して就業可能な業務の開拓</b></p> <p>本事業終了後も継続就業することを目標に、安定した需要が見込まれる業務や、自立型ビジネスの構築による新規業務を中心に開拓している。</p>
2)	<p><b>首都圏など広範囲での業務の開拓</b></p> <p>石巻市内の企業・自治体だけでは市場規模が小さく、被災により、なお一層厳しい状況にあることから、宮城県内はもとより、首都圏も含め、広範囲に業務を開拓している。</p>
3)	<p><b>在宅雇用につながる業務の開拓</b></p> <p>在宅就業は一般的に収入に変動があり、目標収入を得るには安定性に欠けることが考えられる。一定の収入を確実なものとするためには、在宅雇用が望ましく、在宅就業から在宅雇用につながる業務開拓を推進している。</p>
4)	<p><b>専門的な知識、技能を習得して収入を更にステップアップできる業務の開拓</b></p> <p>研修で培われたスキルに加え、更に専門的な知識を習得、あるいは資格を取得し、在宅起業や新たな企業への就業、雇用に結びつくよう、更にステップアップするための業務開拓も視野に活動している。</p>

## 開拓した業務の内容

1	<p><b>DTP 業務(無料情報誌の制作発行) 自立型事業</b></p> <p>1) 石巻在宅就業支援センターが発行人となり、無料情報誌「ございん石巻 Go the in ishinomaki」を創刊。広告収入で運営。3月から毎月一万部を配布。情報通信環境の悪い仮設住宅中心にコミュニケーションツールとして認知されつつある。同情報誌の発行業務について、応用研修でDTPを受講している受講生10名を対象に業務を切り出している。対象受講者数5名、時給換算で月額3万円から5万円程度の収入増を見込む。最終的に発行の全てを受講生に委ねる。</p>
2	<p><b>データ入力業務 請負業務</b></p> <p>1) 石巻IT測量業協同組合で石巻市の償却資産データ作成業務を受託。受講生の一部にデータ入力業務を依頼した。入力単価一件につき20円で2名の受講生が従事。期間は概ね1月～2月の2ヶ月間。サテライトオフィスで作業。個人情報保護の為、サテライトオフィス「メディアテック(株)」内「石巻在宅就業支援センター」で作業。</p> <p>2) メディアテック株式会社が石巻市から受託した各種健診申込データ作成業務の一部を受講生に依頼した。受託金額中47万円程度を作業量に応じて受講生に支給。作業期間は概ね1ヶ月間。サテライトオフィスで作業。個人情報保護の為、サテライトオフィス「メディアテック(株)」内「石巻在宅就業支援センター」で作業。</p> <p>3) メディアテック株式会社が石巻専修大学から受託した被災状況調査集計業務のデータ入力業務を受講生の一部に依頼した。受講生委託金額24500円。個人情報保護の為、サテライトオフィス「メディアテック(株)」内「石巻在宅就業支援センター」で作業。</p> <p>4) 株式会社デジタルプレイスが受託した被災家屋のマッピング業務の一部を受講生に委託した。受講生委託金額89000円</p> <p>5) 株式会社愛和サービスから不動産競売物件情報のデータ入力業務について、被災地支援の観点から本事業受講者への委託要請あり。一件あたり、2000円程度のデータ入力業務</p>
3	<p><b>ECサイト構築運用管理業務 自立型事業</b></p> <p>1) 石巻在宅就業支援センターが開設するインターネット販売「ございん石巻 Go the in ishinomaki 24年7月20日オープンに向け、出品者、出展者を募集中。震災により、店舗等を失った地元中小事業者に需要がある。受講者には、商品管理、ユーザ(販売・出品者)顧客(購入者)管理業務を委託する。対象者数6名時給換算で月額3万円程度の収入増を見込む。最終的には同サイトのすべてを受講生に委ねる方針。</p>
4	<p><b>ホームページ(Webサイト)制作業務 自立型事業</b></p> <p>1) 一般的に動的なホームページ等の開設には、HTMLほか、Webシステムに通じる高度な知識を必要とすることから、CMS等を利用して企業紹介地元企業に提案している。導入初期費用を3万円程度に設定していることから、受講者に紹介。センターで構築時の支援を行う。ページ等を簡易に構築できる仕組みを提案。受講者でも構築可能な業務内容を被災により実店舗等を失った</p>
5	<p><b>CADデータ作成業務 請負業務</b></p> <p>1) 株式会社OES(土木建設コンサルタント)からCAD平面図、縦断面図、横断面図、構造図の図面修正依頼あり。総額月20万円を受講者に委託の予定。</p>

## 地域情報誌『ございん石巻』～Go the in Ishinomaki～

### 概要

発行部数 10,000部  
発行日 毎月 20日  
発行形態 A4 全24頁 無料配布  
編集発行 石巻在宅就業支援センター（石巻IT・測量業協同組合）  
住所 石巻市開成1-20（メディアテック株式会社内）  
電話 0800-800-3384  
FAX 0225-93-2055  
メール [gothein@i-zaitaku.com](mailto:gothein@i-zaitaku.com)  
URL <http://www-go-the-in.com>

### 発刊の経緯

地域情報誌の発行は元々、石巻IT・測量業協同組合加藤理事長の事業構想にあったものです。誌面の作成において作業場所の制約を受けないことから「ひとり親家庭等在宅就業支援事業」を受託するに当たって、DTPに必要なスキルを習得した受講者に在宅での作業を委託し、将来的には、発行運営のすべてを本事業の修了者に委ねる構想でスタートいたしました。

なぜ、紙媒体による情報誌なのか、という点については下記の理由が上げられます。

情報通信網の整備とともに、インタラクティブな情報環境が整い、紙媒体による情報発信は衰退の方向にあります。

合わせてインターネットの普及によって情報は「ただ」（厳密には、通信事業者との契約が必要なインターネット環境や閲覧のための機器等が必要な有償サービスですが）無料という時代を迎えています。

こうした中であって、あえて紙媒体による情報配信に取り組んだ背景には、高速通信網が広く張り巡らされ、誰もがその恩恵に授かる環境が整えられつつある一方で、技術革新著しいデジタル機器の操作等、ITリテラシー格差による情報格差のボトルネックがあります。

とりわけ、2011年3月11日の東日本大震災で地域コミュニティが崩壊した当地域においては、これら、情報通信手段を失ったうえに、新聞購読(有料)等もままならず、今なお、情報は市報、あるいはTV、ラジオに限られてしまっている方々が少なくありません。

こうした背景から、地域の情報を共有し、失われたコミュニティを回復していくうえで、閲覧の為の環境を必要とせず、容易に地域情報を伝える無料情報誌という紙媒体の必要性を強く感じ、発行に至ったものです。



左からHさん、Wさん、Tさん

制作にあたっては、「石巻市ひとり親家庭等在宅就業支援事業」においてビジネスの基本やコンピュータ操作の基礎を身につけ、応用研修でDTPに必要なアプリケーションソフトウェアの操作を習得した方々が携わっています。

受講者には、作業環境として、これらアプリケーションソフトウェアがインストールされたノートパソコン及び、自宅における作業を可能とするインターネット環境を貸与しております。

創刊時においては、元新聞記者等、実際に取材から紙面製作に携わった経験を持つスタッフやDTP技術者の助言を得つつも、受講者が企画の段階から誌面構成に携わり、取材テーマの取り決めや取材先へのアポイントメントを行い、写真撮影から取材、執筆、校正校閲、配布まで、印刷を除いた全ての工程を分担して行っています。

H. H枝さん（40代）は、取材や紙面製作を担っています。かつては、石巻市の第3セクターが主催する料理教室で約12年間、講師を務めていました。取材や文書作成の経験はまったくありませんでしたが、本事業でDTPアプリケーションツールの使い方を習得し、スキルを活かして誌面づくりを行っています。

「初めての取材は『匠（たくみ）』という企画で樹木医の先生にお話を伺ったことです。初めての（取材）経験なので、不安ももちろんありましたが、自分の知らない世界を知ることが出来るので、とてもやりがいを感じました」



取材、執筆、誌面構成を担当するH. H枝さん

W. R加さん（30代）は、取材と校正校閲を担当しています。以前は精肉店で惣菜を担当していました。過去にDTPの経験はありません。本事業ではホームページ制作の技能習得に取り組んでいましたが、共通する制作ツールの技能を活かして情報誌制作に携わっています。

「初対面の方とお話するのが苦手なので、研修では、取材が必要な情報誌制作（DTP）ではなく、ホームページ制作を選択しました。取材は頑なに拒否したのですが、いつの間にか情報誌の取材をやって（やらされて）いました。（笑）」

「よりよい誌面構成を考えて取材の前には、質問を準備したり、取材対象に関する事前のリサーチを心がけています。」

「はじめのころは、何回も原稿を書き直しさせられていましたが、最近は、逆に戻されない（直されない）ことが不安です。（笑）」



取材、執筆、校正校閲を担当するW. R加さん

T. S子さん（30代）は、水産会社で細菌検査を行っていました。情報誌制作は初めての経験です。

「応用研修では、ECサイト構築を学びました。情報誌制作では、広告に関する業務に携わっています。誌面をご覧いただいた方からぜひ広告を載せたいと申し込まれることもあります。広告収入を財源とした無料情報誌なので、広告主様とのやり取りはセンシティブです。」



経理、事務を担当するT. S子さん

Hさん、Wさん、Tさんの3名に数名を加えた総勢7、8名のスタッフが、印刷を除いた企画から配布までを請け負っています。

創刊から一年が過ぎた今日、仮設住宅の避難生活者の中には「ございん石巻」が届くことを心待ちにしている方々も増えてきました。

「待っていてくれる人がいると思うとやりがいがあります」（W）

「仮設住宅がどんどん空いてきています。みなさんそれぞれの生活を取り戻しているのではないのでしょうか」（H）

今のところははまだ、石巻在宅就業支援センター（石巻IT・測量業協同組合）スタッフが、誌面制作や広告掲載依頼等、運営全般にわたってサポートを行っています。よって、今後は、本事業修了者による完全な自立運営が課題になりますが、『無料』情報誌ゆえ、運営財源は広告収入、広告集めの営業が越えなければならないハードルとなっています。

※ご本人の了解を得て顔写真を公表しています。

(H I T 提供)

### 北海道における在宅就業支援事業の実施状況について

#### 1. 受講者数

実施期間	期	受講者数
平成 22 年度～23 年度	1 期～4 期	854 人
平成 24 年度～25 年度	5 期・6 期	360 人

#### 2. 訓練期間

実施期間	期	基礎訓練	応用訓練 (OJT)
平成 22 年度～23 年度	1 期～3 期	6 カ月	最大 10 カ月
	4 期		最大 9 カ月
平成 24 年度～25 年度	5 期・6 期	4 カ月	12 カ月

#### 3. 1 期生～4 期生の状況について

##### 1 期生～4 期生 (H22～H23 年度) の状況

単位: 人

	IT活用等による在宅就業支援事業				在宅ワークサポートセンター		
	当初在籍数	辞退者数	終了不可者数	修了者数	修了者数 (再掲)	当初登録者数	H25年6月現在
ひとり親	538 100.0%	132 24.5%	13 2.4%	393 73.0%	393 100.0%	237 60.3%	194 49.4%
障がい者	316 100.0%	65 20.6%	7 2.2%	244 77.2%	244 100.0%	156 63.9%	138 56.6%
身体	164 100.0%	29 17.7%	2 1.2%	133 81.1%	133 100.0%	85 63.9%	73 54.9%
精神	152 100.0%	36 23.7%	5 3.3%	111 73.0%	111 100.0%	71 64.0%	65 58.6%
合 計	854 100.0%	197 23.1%	20 2.3%	637 74.6%	637 100.0%	393 61.7%	332 52.1%

単位: 人

	IT活用等による在宅就業支援事業				在宅ワークサポートセンター	
	当初在籍数	辞退者数	終了不可者数	修了者数	当初登録者数	H25年6月現在
ひとり親	538 63.0%	132 67.0%	13 65.0%	393 61.7%	237 60.3%	194 58.4%
障がい者	316 37.0%	65 33.0%	7 35.0%	244 38.3%	156 39.7%	138 41.6%
身体	164 19.2%	29 14.7%	2 10.0%	133 20.9%	85 21.6%	73 22.0%
精神	152 17.8%	36 18.3%	5 25.0%	111 17.4%	71 18.1%	65 19.6%
合 計	854 100.0%	197 100.0%	20 100.0%	637 100.0%	393 100.0%	332 100.0%

※在宅ワークサポートセンターは、平成 24 年 4 月 1 日開設

#### 4. 訓練内容 (参考)

	基礎訓練	応用訓練
1期～3期	<b>【ABC コース共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Pro.メール研修</li> <li>・ タイピング</li> <li>・ ビジネス研修</li> <li>・ PC 基礎</li> <li>・ インターネット基礎</li> <li>・ PC 基礎</li> </ul> <b>【A コースのみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報検索</li> <li>・ 執筆基礎</li> <li>・ サイト更新</li> </ul>	<b>【1期～3期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイト更新基礎</li> <li>・ サイト更新応用</li> <li>・ CR&amp;リサーチ</li> <li>・ facebook 運営</li> <li>・ 電子書籍作成</li> <li>・ インターネット活用応用コース</li> <li>・ 音声起こし</li> <li>・ 企画・プレゼン資料作成</li> <li>・ ライティング</li> <li>・ グラフィック作成・基礎</li> <li>・ グラフィック作成・応用</li> <li>・ エクセル応用</li> <li>・ 管理者訓練</li> </ul>
4期	<b>【ABC コース共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IT 技術に関する基礎知識</li> <li>・ マイクロソフトオフィスの基礎的操作方法</li> <li>・ 在宅就業スキル研修</li> <li>・ Web 制作基礎</li> </ul>	<b>【1期～4期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 画像エントリー</li> <li>・ Web 制作</li> <li>・ 土木設計電子納品入門</li> <li>・ 会計入力</li> <li>・ GIS 基礎・模試採点</li> <li>・ GIS 応用</li> <li>・ 土木計画業務支援入門</li> <li>・ 土木設計 CAD 製図入門</li> <li>・ 道路管理データ作成支援入門</li> <li>・ DTP</li> <li>・ 観測記録・資料の電子化</li> <li>・ Web 画面メンテナンス</li> <li>・ サイト投稿</li> <li>・ 画像システムによるデータ入力</li> <li>・ Web 素材作成</li> <li>・ office 復習</li> </ul>
5期・6期	<b>【AB コース共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PC 基礎</li> <li>・ Word2010</li> <li>・ Excel2010</li> <li>・ PowerPoint2010</li> <li>・ Web 制作</li> <li>・ 情報検索</li> <li>・ ビジネススキル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DTP</li> <li>・ WordPress で構成する最速 Web サイト制作</li> <li>・ WEB 制作応用</li> <li>・ WEB 画面メンテナンス</li> <li>・ 観測記録・資料の電子化</li> <li>・ 会計ソフトを用いた記帳代行業務</li> <li>・ 土木設計 CAD 製図入門</li> <li>・ 土木設計業務電子納品入門</li> <li>・ 土木計画支援入門</li> <li>・ 道路管理データ作成業務支援入門</li> <li>・ GIS 基礎・応用</li> <li>・ データエントリー</li> </ul>



事例1 30代 女性（ひとり親） 子ども1人（訓練開始時 小学3年生）
-------------------------------------

**【訓練開始前の生活状況】**

子どもが幼稚園の頃、「預かり保育」を利用して仕事をしていた。保育園ではなく幼稚園ということもあり、働いているお母さんが少ない状態で、子どもは自分だけが預けられる状況にあることにストレスを感じていたようだ。ある日、幼稚園の先生から、子どもの様子がおかしいと聞かされ、子どもに尋ねたところ、爆発したように不満を口にした。子どもは、お母さんが大変だからと、気を使ってニコニコしていたということを知り、ショックだった。「預かり保育」は料金が高く、お金の面ばかりか、子どもに心労を与え、お互いによくないと思い、仕事を辞めざるを得なかった。子どもが幼稚園の時間内で仕事をするか、仕事を辞めるかの二択しかない中での決断だった。

仕事を辞めてからは、ハローワークに通い続けたが、送迎も含めて子どもが幼稚園に行く10時～13時での仕事はなかった。それでも、ハローワークに通い続け、履歴書に書けるようにと、パソコンスクールに通い、スキルアップと資格取得を目指し、仕事に活かせるように、Excelに特化して勉強した。

関西出身で、親戚や近所に子どもの面倒をみてくれる知り合いもいなかった。土日は、子どもが家にいるため、平日の仕事をつないでいた。子どもが小学生になり、学校からは早く帰宅するので、まともに仕事に出ることができず、生活は、児童扶養手当だけがたより、大変苦しいものだった。

**【訓練への参加】**

友人から聞いてこの事業を知った。確認のため、自分で道庁に電話し、応募した。しかし、応募人数が多く、1期から3期で参加決定にならず、諦めかけたところで、4期の募集があることを知り、この事業への参加が決定した。

<b>【補足説明】</b> 本事業の開始時は、300人の定員（1期から3期）で応募をしたところ、1,200人近くの応募があった。ニーズがあることがわかり、急きょ、北海道としては、定員数550人を拡大した。
--

**【訓練で得たこと】**

訓練開始前は、勉強内容についていけるかどうか、不安だった。基礎訓練が6ヵ月、応用訓（OJT込み）が9ヵ月。OJTでは、「データエントリー」「GIS」「CAD」を選択した。クラスの仲間ともメールを通じてやり取りでき、集合研修でも話が弾んだ。同じ環境の仲間がいるということは心強く感じた。この事業によって、ひとり親でも自信を持つことができ、子どもを抱えてパソコン教室にも通えない状況を改善してくれた。

訓練期間中に、一番身についた事は、「自分の力で調べることができるようになったこと」だ。訓練手当があったので経済的にも助かったが、手当をもらっているのだから、ムダにできないという思いもあった。楽しくスキルアップもでき、何よりも、自分の気

持ちに変化が生まれ、前向きになったことは大きい。これまでは、他者のせいにしてきたことも自分で考え、調べるようになり、生活にはりがでてきた。

【補足説明】 訓練時、基礎訓練ではクラス制を敷き、毎朝、クラス担任からのあいさつで授業を開始した。週に1回、クラスルームに「テーマ」を出し、自由な意見や考えを書いて提出するなどの工夫をし、パソコン訓練だけではないテーマで意見を書いてもらった。応用訓練ではクラスは解散したが、OJT ごとにできるだけ集合研修を取り入れ、発注者とも顔を合せ、直接質疑ができるようにすることで、意欲喚起に努めた。また、納期厳守の必要性を理解してもらった。

集合研修では、PC 訓練のほか、コミュニケーション交講座や講演会を組み合わせるなど、訓練生の自覚と意欲の向上を図ることとした。

#### 【在宅ワークの開始後】

訓練修了後は、「在宅ワークサポートセンター」に登録。ここで、聞いていた宅ワーカーの現実を知ることにもなった。最初の仕事はアンケートデータの入力だった。自分の中では、訓練開始前から、そして訓練期間中にもスキルアップをしたので、もっと単価の良い仕事があるかもしれない、という期待感があった。しかし、現実はそうではなかった。スキルがあるだけで単価の良い仕事ができるならば、みんな在宅ワーカーになっている。あくまでも正業の補完の仕事、という位置付けた。

平成24年度の事業において、在宅トレーナーをしてみないか、という連絡があり、挑戦してみようと思い取り組んでいる。在宅で訓練を受ける方々に、先輩の立場から指導や進捗管理、メールの見守り等を業務として行っている。毎日、5時から9時の時間帯を基本としている。同じ訓練生だった経験を活かし、理解が十分ではない部分や落ち込んでいる時の声かけも気をつけている。応用訓練の検品も携わり、他者の役に立っている実感を得て、月5,6万円の収入を得ている。

平日の仕事は辞め、子どもと一緒にいる時間が多くなった。子どもは小学5年生になって、友達との時間が増え、親がいつもいる安心感からか、精神面も安定してきている。お互いに良い結果となった。収入の面では決して楽とは言えないが、バランスがとれ、自分自身の顔つきも穏やかになった。母親の気持ちを感じ取ることで、子どもが生き生きしてくれるようになった。母親が仕事をしている姿を見せることによって子ども強くなってきたと思う。最近では、「お母さん、僕は大丈夫だよ！」と外に送り出してくれるようになったことに感激している。

【補足説明】 在宅ワーカーとして最初の仕事は、データエントリーから開始したが、最初の仕事は不安定で、週のうち、数時間程度、1件あたりの単価も希望以下の仕事となった。

在宅就業支援事業の中で、訓練の経験を生かし、「在宅トレーナー」の業務を生み出し、他者を指導する仕事を提供した。

在宅トレーナーも本事業の期間に限定されるが、今後は、パソコン指導でも仕事ができるようになることが期待される。

### 【今後の希望】

今後、可能であれば、在宅ワークで生計を立てるぐらいになりたいと考えている。「起業」という形も可能性を考えている。子どもも成長し、外での仕事の可能性も広がっている。この事業を通じて自分自信が成長できたことを実感している。

## 事例2 40代 女性（ひとり親） 子ども2人（訓練開始時 小・中学生各1人）

### 【訓練開始前の生活状況】

在宅での単純な入力業務と、観光ホテルの夜間フロントのアルバイトの2つの仕事をしてきた。息子2人は、留守番ができる年齢ではあったものの、なんとなく情緒不安定の様子があり、子育てと仕事の両立の難しさを感じるとともに、仕事を続けていくことへの漠然とした不安を感じ、悩んでもいた。

### 【訓練への参加】

北海道新聞の記事で事業のことを知り、応募した。希望者全員が受けられるものではなく競争率が高かったので、1期生としての参加が決定した時は、本当に嬉しかった。訓練がつらいと感じたときは、当選の知らせを受けたときの喜びを思い出し、「私は恵まれている。受けたくても受けられなかった人がたくさんいる」と自分に言い聞かせ、無事に訓練を終えることができたと思っている。

### 【訓練で得たこと】

訓練開始前は、仕事をしながら長期にわたる訓練についていけるのかという不安と、絶対に挫折したくないという思いが入り混じっていた。また、在宅での訓練のため、横のつながりがなく、孤独な訓練になるのではないかというイメージがあった。しかし、毎日のメールを通じて同じチームの訓練生の状況を知ることができ、受講前に不安を感じていた孤独を感じるということはなかった。

基礎訓練（6ヵ月）を経て、OJTにも参加できる応用訓練（10ヵ月）へと進み、「サイト更新」「データエントリー」「電子書籍」「音声起こし」を受講することができた。

実際に訓練が始まってみると、内容は安易なものではなく、基礎をしっかりと学びつつ応用訓練・OJTへと段階を引き上げてスキルアップしていく必要があり、自分の得意な分野と不得意な分野で、かなり進行に差がでた。提供される課題をこなしていくことで無理なく技術や知識を習得できる優れたプログラムであったことも、仕事を立て込んだときの時間管理が大変だった以外は、自分のがんばり次第についていけない内容ではなかった。

また、

それよりも、経験のない業務を仕事として受けるOJTの機会を得たことで、「経験あり」の領域に入ることができた分野がいくつもあり、自分にとっての大きな転機になったと感

じている。それまで人ごとであった「スキルアップ」という言葉を、自分のものとして実感できたのは本当に楽しく、また貴重な体験となった。

**【補足説明】** 事業の開始当初より、時間管理が困難な受講者対応として提出の促しや繰り返しの提出期限周知を行った。また、対応が厳しいと思われる受講者に関しては、個別に提出期限を設けるなど、無理なく課題に取り組めるように配慮した。選択したコースに無理があると感じた受講生については中途でのコース変更を行うなど、可能な限り訓練を続けられるような仕組みづくりに取り組んだ。

### 【在宅ワーク開始後】

まだ子供が小さく、自宅で働く方法を模索していたので、「在宅ワークサポートセンター」への登録を行った。出産で退職するまでデータ入力の仕事をしていたが、興味はあっても経験することができなかった「テープ起こし」「電子書籍作成」「WEB サイト更新」の訓練は実に有意義なもので、中でもテープ起こしは、比較的良い報酬を得られる仕事として受注することができている。また、単発ではあるがサイト更新も受注することができ、訓練前には考えられなかった状況に感謝するばかりだ。

内職は「家事の合間の余った時間を有効に活用できる」といった宣伝を見かけるが、全く違うと感じている。継続して仕事を得るためには、クライアントの求める納品物を納期までに納めることが最優先であり、業務依頼を受けた段階で、瞬間的に自分のスキルと業務内容から所要時間を割り出すといった作業は、会社員の時にはない緊張と責任を感じている。この緊張を、マイナスではなく喜びと感じるようであれば、在宅ワーカーは難しだいだろうと思う。

今後の課題の一つとして、生活の中でオンとオフの切り替えがうまくできず、気づくともいつもパソコンの前で作業という状態のため、もう少しメリハリのある生活ができるようにしたいと考えている。十数年前、本当にわずかな収入から始まった在宅ワークだが、現在は複数のクライアントから業務依頼を受けるようになり、生活ができるようになってきた。訓練で新しい分野の業務も受注できるようになり、チームで仕事をするということへの可能性も感じている。

**【補足説明】** 在宅ワーカーへの発注方法として、スキルをそれほど必要としないものに関しては、ほぼ全員に周知して、募集している。また、テープ起こしやDTPなど、ある程度のスキルが伴う業務に関しては、応用訓練やOJTでの実績を踏まえて、経験者を対象として個別に打診することで品質を確保できるよう努めている。

### 【今後の希望】

ようやく子育てがひと段落し、在宅ワーカーとしてもう一つ階段を上がるにはどうしたら良いのかと考えている。忙しくしているとはいえ、常に母親が家にいるということは、やんちゃな息子たちにとっては良いことだと思う。子供たちも高校生と中学生になり、私が外に働きに出ても問題はない年齢となったが、今回の訓練という体験を経て在宅ワークを天職だと思っているので、スキルアップを図りながら今後も継続していきたい。

## 障がい者の在宅就業結果の事例

### 事例1 40代 女性（精神障がい者）

【訓練中】学習内容についてわからないことがあると、トレーナーに質問攻めにするようなことがあった。トレーナーからの解答により、疑問だった事を解決する、ということを繰り返してきた。そうしたやりとりが意欲向上につながり、訓練中に得た知識をさらに深め、力を試してみたいと思うようになった。訓練終了後、IT パスポート試験（国家試験）に取り組み受験。合格し、スキルアップにつながった。

応用訓練では、Web系のコースを中心に受講した。

【在宅ワークの状況】在宅ワーカーとなったのち、模試採点業務を中心に受注した。在住している地域の仕事の紹介、依頼を受けるようになった。その際は、企業へ赴き、作業方法などの確認や疑問を解決しながら進め、業務を遂行している。これも期間中に得た知識やトレーナーとのやり取りの経験があってこその実績だ。

【解説】地域のサブセンター：北海道をいくつかのブロックに分け、地域に密着した業務開拓にあたっている。どこにいても仕事ができるというIT活用業務もあるが、地域密着で「顔が見える」業務開拓も効果的ではないかとの仮説からサブセンターを置いた。

### 事例2 50代 男性（身体障がい者）

【訓練中】応用訓練では、レセプト入力、会計業務、Web画像などを経験。

【在宅ワークの状況】応用訓練（OJT）で体験したレセプト入力に従事していた。訓練以前の仕事経験も活かして、採点業務の難しい高校受験模試採点に従事し、高い評価を得た。現在、その業務の一環として、採点チームのリーダーを任されるようになり、事前に問題文、採点基準の確認をし、一般採点者がスムーズに採点を行えるよう企業とやりとりをしている。

家庭環境や自分の障がいもあり、外に出て仕事をするのが難しいため、在宅での仕事が自分にはあっていると思い、さらに業務の幅を広げようと、訓練を通して養われたチャレンジ精神を活かして、現在、音声起こし業務にも積極的に取り組んでいる。

### 事例3 20代 女性（身体障がい者）

【訓練中】応用訓練では、4か月のDTP（Desktop Publishing）コースを受講した。学習内容が多く、かなり苦勞したが、DTPコースを終え、他の応用訓練のコースに移ったあと、DTPのOJTを継続した。

【在宅ワークの状況】DTPのソフトは、センターから貸し出しているもので、特定の業務にしか活用できないことになっている。そこで、現在の業務以外の業務にも対応できるように、日々勉強し、Photoshopの使用を習得した。現在は、同様の他の業務の連絡があった時もすぐに対応している。

障がいのため、外に出て仕事をするのが難しいので、これからも多くの件数をこなしてスキルを高め、どのような業務がきてもすぐに対応できるようにしていきたい、と語っている。

### 事例4 20代 女性（知的障がい者）

中程度の知的障がいがある女性で、これまで、母親の言葉に従って生活してきた。高校卒業後、何かやりたいと思っても、母親の許可が得られず、あきらめてきた。母親は、本人のことを心配して、「失敗させたくない」「できないことをさせたくない」という思いがあったと考えられる。

本事業への参加についても、当初は母親の反対があったが、在宅で学習できるからと説得し、参加に至った。

訓練中は、言葉のみで理解をすることに、かなり苦勞をしてきた。何度か挫折しそうになったが、障がい者支援の専門家が何度か接触し、意欲維持の支援をしてきた。

訓練終了後、母親の反対もあって、在宅ワーカー登録を見送った。しかし、本人は在宅での仕事をあきらめきれず、母親と話し合い、後日になって、当会の在宅ワークサポートセンターとの連携がある、障がい者就労支援をしている事業所の在宅ワーカーとして登録し、仕事を開始した。

### 事例5 30代 男性（身体障がい者）

応用訓練で、Web製作を4ヵ月受講した。かなりのスキルが身に付き、ある特例会社の在宅雇用求人に応募した。実技試験は、訓練を受講していたことから免除になり、面接試験を受け、合格。在宅ワーカーとなったところで、訓練を修了（卒業）し、業務についている。（2事例あり）

資料5  
周参考人提出資料

# シングルマザーへの就業支援 —メニューの整理と効果の分析—

厚生労働省「ひとり親家庭への支援施策のあり方に関する専門委員会」  
第4回会議用発表資料 2013/07/08

(独)労働政策・研究研修機構(JILPT)  
副主任研究員 周 燕飛(しゅう えんび)

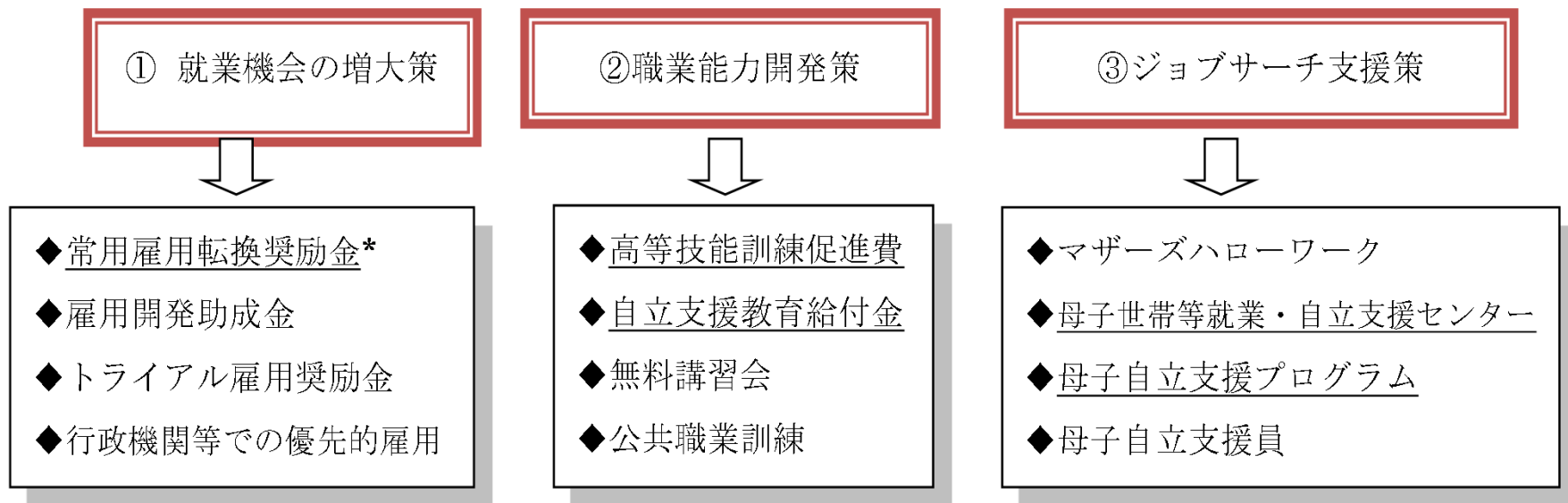
# 1 背景

- 1990年代以降に子どものいる離婚の件数が急増。それと連動した形で、母子世帯数と児童扶養手当の給付総額も1990年代以降に急増。
- 2002年に母子寡婦福祉法が改正され、児童扶養手当をはじめとする金銭的支援が縮小される方向で、就業支援が大幅に強化された。
- シングルマザー専用の就業支援メニューが2003年以降に次々と導入された。※「母子家庭の母の就業に関する特別措置法」(2003～2008年度の時限立法)



## 2 就業支援の3大ツール

これまでに国と自治体は、おおむね3つのツールを利用してシングルマザーに対して就業支援を行ってきた。



- 下線のある制度は、母子福祉法改正後(2003年度～)にシングルマザーのために導入された制度である。
- 常用雇用転換奨励金制度は2007年度に廃止され、中小企業雇用安定化奨励金制度へと移行した。

### 3 シングルマザー専用の就業支援メニュー

	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	常用雇用転換奨励金事業(既廃止)
開始年月	2003年4月	2003年4月	2003年4月	2005年4月	2003年4月
実施主体	都道府県、指定都市、中核市(市、町村部に関しては都道府県)	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村
費用負担	国1/2、自治体1/2	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4	国10/10	国3/4、自治体1/4
支援対象	母子世帯、父子世帯、寡婦	雇用保険に加入していない児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にあるひとり親	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にあるひとり親	児童扶養手当を受給している者	母子世帯の母を雇用している企業
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談</li> <li>・就業支援講習会</li> <li>・就業情報提供</li> <li>・弁護士による特別相談等</li> </ul>	指定の教育講座の修了後に受講費用の20%を最大10万円を支給。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の資格を取得するために2年以上養成学校に通学する場合において、養成期間の生活の負担を軽減。</li> <li>・助成額は月額10万円(住民税課税世帯は7万500円)、入学支援修了一時金あり。</li> </ul>	母子自立支援プログラム策定員が母子自立支援員、ハローワークと連携して、個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行う。	母子世帯の母を6ヶ月以上継続雇用した場合に、事業主に対し、奨励金(一人当たり30万円)を支給。

注:2013年4月現在の状況。

## 4 シングルマザー専用メニューの意図

- 「母子家庭等就業・自立支援センター」: 就業支援から生活支援まで、「総合的窓口」的な存在。
- 「母子自立支援プログラム策定」: きめ細かな就労支援、福祉側とハローワーク側の連携作業。
- 「自立支援教育訓練給付金」: シングルマザーの43.7%が雇用保険に加入していない(全国母子世帯等調査2006)という実情に踏まえ、保険加入者と同等の給付を受けることができる。
- 「高等技能訓練促進費」: 条件の良い安定的就労につながりやすい看護師等資格の取得のために養成機関に就学する間の生活負担を軽減する。
- 「常用雇用転換奨励金」: シングルマザーの常用雇用を推進する企業に奨励金が支給される。

## 5 就業支援ツールに対する経済学的評価

### 5.1 就業機会の増大策（常用雇用転換奨励金、雇用開発助成金、トライアル雇用等） ーパイの分配方法を変える

（位置づけ：ゼロサムゲーム）パイ全体の大きさが変わらない中、シングルマザーになるべく多くの分け前が行き渡るようにパイの分配方法を変える。

（正当性：外部経済性）シングルマザー等の就業弱者に仕事の機会が優先的に振り分けられるこれらの政策は、社会の階層格差が過大とならないために必要であるとの考え方、いわば「弱者保護」には外部経済性を含んでいる。

（就業効果の持続性の懸念）雇用助成の期限が切れた時に、企業は助成対象者を引き続き雇用してくれるかどうか不透明。Hamersma(2008)は米国における同種の政策効果を計測したところ、助成対象グループの失業率が短期的には一定の改善がみられたものの、長期的にみるとほとんど変らなかったと結論づけた。

（スティグマの懸念）労働生産性のネガティブな指標問題）雇用助成金制度の適用自体が、対象者にとってスティグマとなることもある（Ehrenberg and Smith, 2011）。つまり、企業の人事担当者は雇用助成金の対象者であることを労働生産性のネガティブな指標にして捉える場合がある。

（費用対効果）「雇用開発助成金」について、2009年度総額にして74億円の予算（母子世帯の分）が投じられている。これは、シングルマザーへの仕事の分配が一つ増えるごとに29万円要することを意味する。「常用雇用転換奨励金」制度と「トライアル雇用奨励金」についても、それぞれ1件につき30万円と12万円の費用がかかっている。これらの値段は果たして高いか安いかわかり、もっと効果的な支援方法がないか等について、今後検討の余地がある。

## 5.2A 職業能力開発策 (高等技能訓練費、教育訓練給付、公共職業訓練等)

### 一 潜在成長率を高める

(位置づけ:労働生産性の向上策)

労働者の労働生産性を高めることが狙いなので、国全体の潜在成長率を高めることへと導く可能性が高い。

新たな雇用が生まれ、今後の労働市場がより大きなパイになるとの期待が持てる。

(正当性:「情報の欠如」と「流動性制約」の克服)

シングルマザーをはじめとする社会的弱者が「情報の欠如」(どこで何の訓練を受ければよいかわからない)および「流動性制約」(訓練資金を調達できない)に直面している。そのため、自力では最適水準の職業能力開発ができない。

⇒国や地方自治体が介入して、社会的弱者に訓練情報を提供したり、資金を付与・貸付したりすることで、社会的弱者の職業能力開発を推進する政策が好ましいと考えられる。

(費用対効果)

LaLonde(1986)が取り上げている米国の自然実験では、ランダムに選ばれた被験者が二つのグループに分けられ、ひとつのグループには無料の職業訓練を与え、もう一つのグループには何も与えない。両グループにおける4年後の平均賃金を比較したところ、訓練を受けたグループの平均年収は、1,400ドル高いことが判明した。無料職業訓練にかかったコストは、1人当たり12,500ドルなので、これを投資だと例えれば、リターン率はおおよそ10%程度となる計算である。

## 5.2B 高等技能訓練促進費制度の費用対効果 —リターン率は5.1%～18.0%程度(2009年度)

・実験データの代わりに、公的統計から大雑把に試算。

(前提仮設)

修業期間＝3年 訓練費用＝最大助成額(2009年度当時、512万円)

訓練前の年収＝シングルマザーの平均年収

訓練後の年収＝資格取得者(常勤、非常勤、非就業別)の平均年収

訓練期間の逸失所得＝シングルマザーの平均年収×3年

	資格取得者数	常勤比率	非常勤比率	非就業比率	女性平均年収(万円)			期待R		期待R(全体)	投資回収の所要年数
					常勤	非常勤	(時給)	常勤	非常勤		
看護師	715	85.3%	4.9%	9.8%	469.5	172.3	(1,570円)	20.7%	5.8%	18.0%	5.6
准看護師	754	57.8%	19.8%	22.4%	398.9	170.4	(1,404円)	13.8%	5.6%	9.1%	11.0
介護福祉士	26	65.4%	19.2%	15.4%	367.7	196.4	(1,407円)	10.8%	8.1%	8.6%	11.6
保育士	26	53.8%	30.8%	15.4%	323.1	180.5	(968円)	6.4%	6.6%	5.5%	18.2
理学療法士/ 作業療法士	26	92.3%	0.0%	7.7%	374.2	102.3	(2,936円)	11.4%	-1.0%	10.6%	9.5
歯科衛生士	12	50.0%	16.7%	33.3%	344.6	162.5	(1,291円)	8.6%	4.8%	5.1%	19.7

## 5.3 ジョブサーチ支援策(自立支援センター、支援プログラム策定事業等) ー労働力資源の配置最適化

(位置づけ: 個別的サポート＋総合的サポート)

シングルマザーが持つ様々な職業経験、資格、特技等を最大限に生かせるような職業や、子育てしながらも無理なく継続できる仕事と出会えるように、「個別的サポート」と「総合的サポート」を行う。

(正当性)

求職者のサーチコストの軽減、求職期間の短縮、職のマッチング度の向上

(費用対効果)

欧米で行われたこの種の政策効果測定において、ジョブサーチ支援プログラムは就業率と賃金に一定のプラスの効果があると報告されている。例えば、米国Arkansas州とKentucky州Louisville市の同ジョブサーチ支援プログラムは、対象者の雇用率を5.3~6.2ポイント引き上げ、年収を487~643ドル引き上げる効果があったとの推定結果がある(Heckman他、1999)。1人当たりの平均費用は206-244ドルなので、事業が効率的と認められる。

日本も今後は、シングルマザーへのアンケート調査を行い、ジョブサーチ支援を受けている母親と受けていない母親におけるその後の賃金や就業率を比較することで、政策評価を行うべき。

## 6 公的就業支援はどこまで有効か

### 一「高等技能訓練」、「教育訓練給付金」、「自立支援プログラム策定」について

#### 6.1 3事業の認知度と利用状況

調査時点においては、3事業の認知度と利用状況がともに低い水準にあることが分かった。「事業を知らなかった」ことが原因で事業の利用に至らなかったケースが全体の57.3%～78.0%を占めている。

事業への認知と利用がとくに遅れているのは、高年齢や低学歴の母親、子ども数が多い等子育て負担の重い母親である。

	事業1	事業2	事業3
	高等技能	教育訓練給付	プログラム策定
利用経験者の割合	2.3%	11.8%	15.0%
	(1.5%)	(4.1%)	
利用したことがない者の割合	97.7%	88.2%	85.0%
うち、必要がなかった	23.8%	25.7%	16.3%
うち、制度を知らなかった	64.7%	57.3%	78.0%
	(50.5%)	(46.3%)	

資料出所：JILPT「母子家庭の母への就業支援に関する調査2007」より筆者が再集計。

注：括弧の中の数値は、厚生労働省「全国母子世帯等調査2011」の結果である。



## 6.2 事業の利用は、母親の就業成果を改善しているのか

- 事業を利用した母親は、利用しなかった母親に比べて、「就業成果」(Y)が高いかどうかを分析する。

Y1=正社員への就業移動

(母子世帯になる直前の段階で正社員ではない者が、現在正社員となっている場合に1、それ以外0)

Y2=賃金(昨年の就業収入)

## 6.3 「Y1 = 正社員への移動」の決定要因

(主な結果)「高等技能訓練促進費」(事業1)を利用していた者は、どの事業も利用していない者より、正社員へと就業移動する確率が38.1%ポイントも高い。

(解釈)事業1の利用者におけるその後の就業状況(常勤比率8割)と一致した推定結果である。

(その他の結果)

事業2、3については、正社員就業促進効果が確認されない。むしろ、予測とは逆に、事業3の利用者は非利用者より、正社員就業確率が低いという結果が出ている。

(解釈)理論上、事業3の利用は、仮に思惑通りの正社員就業効果がないにしても、逆効果は通常考えられにくい。このような意外な結果が出る理由としては、事業3を利用した母親は、利用しなかった母親に比べると、元々個人能力や、専門技能が低いという可能性はある。こうした個人の能力要因がモデルの中で十分にコントロールできなかった可能性がある。

## 6.4 「Y2＝賃金」の決定要因

(結果)「高等技能訓練費」(事業1)のみについて、事業利用者の賃金が非利用者より若干高いようにみえる(その差は統計的有意ではないが)。

(解釈)「高等技能訓練費」(事業1)を利用した者の平均年収はやや高い。しかし、年齢、学歴や勤続年数などの影響を排除すれば、「高等技能訓練費」の利用者は、賃金が高い仕事についているとはいえない。

## 7 政策的含意

- 事業の存在をもっとPRする必要性がある。とくに低学歴の母親や低年齢児の母親に対しては、積極的な情報発信がより一層求められる。
- 一定の就業効果が確認できている「高等技能訓練促進費」事業の利用の促進をさらに図るべきである。

### (その後の動向)

- JILPTが調査を実施してから3年あまりが過ぎた。ここで取り上げた3つの就業支援事業は、今も継続している。最新の調査データによると、事業の認知割合と利用件数が順調に伸びていることから、事業の周知徹底における取り組みに一定の成果が見られたものと考えられる。
- また、母親の正社員就業に効果を発揮している「高等技能訓練費」事業についても、その後、制度が実際に拡充する方向に動いていた。2005年では755件だった同支給件数は、2009年ではその7倍の5,230件と大幅に増加した。とくに2008年4月以降に(助成金額の引き上げと全期間助成が始まった時期)、高等技能訓練促進費の支給件数が1年で2倍に増えていた。

## 8 具体的取り組みーJILPT 2007年ヒアリング調査の結果

### 8.1 支援メニューの周知活動

#### (大分県:ハンドブックの配布)

大分県福祉保健部次世代育成支援課が、「ひとり親家庭のハンドブックー新しい生活を始めるためにー」を作成し、各市町村の窓口に置いたり、児童扶養手当の現況届を渡すときに一緒に配布して支援メニューの周知徹底をはかっている。

相談内容に応じた相談先を市町村別に示しているほか、子育てや生活支援についてどのようなサービスが提供されているのか、また母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金)や法律相談の紹介など一目で大変わかりやすいパンフレットとなっている。

#### (貝塚市:ニュースレターで支援情報を発信)

母子自立支援員は、「しんぐるまざあ通信」という手作りの情報紙を毎年10月前後に児童扶養手当証書を受け取りにくる市内在住のすべてのシングルマザーに手渡している。

「しんぐるまざあ通信」の第1号(2002年10月発行)では、A3用紙(両面)に直近に行われた貝塚市母子家庭のアンケート調査の結果や、アンケートで問い合わせの多かった事項(公営住宅、保育所、パソコン講習会、母子寡婦福祉資金貸付金、就労支援パソコン講習会、就業援助、水道料金の減免など)の解説を掲載していた。また、直近の第5号(A4用紙両面、2007年10月発行)では、市内シングルマザーに対する就労アンケートの結果に基づき、「希望の仕事を見つけるコツ」を紹介するほか、プログラム策定事業や、就業・自立支援センター事業、母子家庭日常生活支援事業などの情報を2面で掲載している。

## 8.2 福祉部門と雇用部門の連携

就業支援メニューのうち、母子家庭等自立支援センター事業と母子自立プログラム策定事業はともに、ハローワークとの緊密な連携が求められる。しかし、縦割り行政の影響で、福祉部門と雇用部門の間で積極的な連携を図りにくかったのが実情だった。

### (千葉市:連絡票と連絡会議で連携強化)

千葉市は、「母子家庭就業・自立支援センター事業連絡票」と「千葉市母子家庭就業・自立支援検討会」(通称・連絡会議)で両部門の連携強化を図った。

### (釧路市:NPO法人が関わった形での連携)

NPO法人「駆け込みシェルター釧路」は、DV被害に遭った女性の経済的自立を手助けする経験とノウハウを生かして、釧路市こども家庭課との共催でシングルマザー向け(シェルター関係者以外の母親も含む)の就労支援セミナーを2007年から始めた。就労支援セミナーには、ハローワークから講師を派遣してもらっている。

### (札幌市:ハローワークOBの積極的起用)

札幌市では、自立支援センター内に母子自立支援プログラム策定員兼自立支援員が5人配置されている。男性が1人、4人が女性(内3人はシングルマザー)週7日、誰かが勤務している。相談員が5人とも職安で働いていた経験がある。よって、プログラム策定の他、職安からの情報収集、企業への対応、企業訪問まで行なう。

職安とのつながりがあるので、ざっくばらんに相談できる経験上、評判の悪い企業等についての情報も持っている。就労後に雇用条件が違ったり、セクハラがあった時など労働基準監督署等関係機関に調べに行くこともある。

## 8.3 優秀な支援スタッフの確保

就業支援の成果は、支援スタッフの量と質に大きく左右される。一般的に、常勤の支援スタッフがいると、いつ来ても同じ担当者に対応してくれる安心感をシングルマザーに与えることができる当時に、担当者同士の情報交換や仕事の分担も行ないやすくなる。

### (浜松市:共同設置で職員全員常勤化、当事者を多く起用する)

予算上の制約により、非常勤職員を中心に運営される支援センターが多い中、静岡県・静岡市・浜松市母子家庭等就業・自立支援センターでは、職員6人全員、常勤である。静岡県、静岡市と浜松市が共同設置することで、個々の自治体の経費負担が減り、職員の全員常勤化が可能となった。

さらに、支援センターの主任をはじめ、6人の職員のうち4人がシングルマザーである。当事者を多く起用することで、母子家庭の立場に立ったきめ細かい相談に応じることができるという。

### (横浜市:支援員数を抑えることで全員常勤化を実現)

横浜市は人口が密集している特徴を利用して、市内18区を一人4～5区ずつ担当となるよう、就業支援員(母子自立プログラム策定員)全員を、週5日フルタイム勤務の常勤で雇用し、一人につき複数区を担当させることで就業支援員の待遇が確保できた。5日常勤で就労支援員を雇用することで、専任制でシングルマザーに支援を行うことが可能となった。また、国基準よりも高い年収を確保することで、就労支援員の定着を図ることができた。

### (大分県と貝塚市:ベテランの支援スタッフがキーパーソンとなる)

大分県と貝塚市では、母子家庭の母への就業支援を担うキーパーソンを同一職場で長期雇用し、その自主性とやる気を生かした支援活動を行っている。

## 8.4 就業支援サービスの窓口一本化

就業支援の窓口は多数存在しているため、どのサービスについてどこのどの機関に相談すれば良いのか、実に分かりにくかった。そこで、窓口を一本化の試みが行われていた。

### (横浜市:区に一本化されるシングルマザーの相談窓口)

利用者本位に立って、横浜市では、シングルマザーへの就労支援が各区役所の保健福祉センターに窓口一本化されている。シングルマザー等、来庁者のための総合的な相談窓口が用意され、相談者から就労ニーズがあれば、その場で相談希望や日時等を確認して、母子就労(業)支援員につなぐ。つないだ後の就労相談は予約制で、母子就労支援員が区役所に出向き、同区役所で対応する。

### (貝塚市:児童福祉課をすべての就業支援事業の窓口として)

貝塚市は、すべての就業支援メニューを実施するにあたって、児童福祉課を窓口としている。同課は、就業支援のほか、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成など各種給付金、認可保育所入所申込の窓口にもなっている。そのため、市内ほぼすべてのシングルマザーが年に数回程度児童福祉課に訪れる機会があるという。

児童福祉課に母子自立支援員1名を常勤で配置して、シングルマザーが来訪する機会を使って、就業支援事業についてのチラシ配布や口頭説明を行い、それぞれの支援事業の利用につなぐような体制づくりを行っている。

### (秋田県:自立支援センターを中心として複数の機関から母親にアプローチ)

秋田県全体という広範な範囲を対象とするために、秋田市にある自立支援センターが中心となって情報提供が行なわれている。ハローワークから自立支援センターに就職情報が提供され、それがメール、HPを通じて、あるいは直接来所した母親に伝えられる。県内4ヶ所の福祉事務所の母子自立支援員、4ヶ所の地域振興局の償還指導員は自立支援センターの就労相談員を兼務しており、母親の就労相談を受けたり、就職状況を提供したりしている。自立支援センターを中心として複数の機関から母親にアプローチされる点で効率的といえる。

(おわり)



## 参考文献

- JILPT(2008) )『[母子家庭の母への就業支援に関する研究](#)』労働政策研究報告書 No.101
- JILPT(2012)『[シングルマザーの就業と経済的自立](#)』労働政策研究報告書No.140
- Ehrenberg, R. and Smith, R. (2011) *Modern Labor Economics: Theory and Public Policy*, Prentice Hall
- Hamersma, S. (2008)“The Effects of an Employer Subsidy on Employment Outcomes: A Study of the Work Opportunity and Welfare-to-work Tax Credits,” *Journal of policy Analysis and Management* 27, 498-520
- Heckman, J., Lalonde, R., and Smith, J. (1999) “The Economics and Econometrics of Active Labor Market Programs,” in Ashenfelter, O., and Card, D. (eds.) *Handbook of Labour Economics*, Vol.3a, Chap.31, 1865-2097, Amsterdam: Elsevier Science/North-Holland.
- LaLonde, R. (1986), “Evaluating the Econometric Evaluations of Training Programs with Experimental Data”, *American Economic Review* 76, 604-620, Table2

## 前回までの指摘事項等について

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律(概要)

## 目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。
- ※衆議院厚生労働委員会決議  
政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。
- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議(関係閣僚で構成)を設置する。

## 施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3

## 1 ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

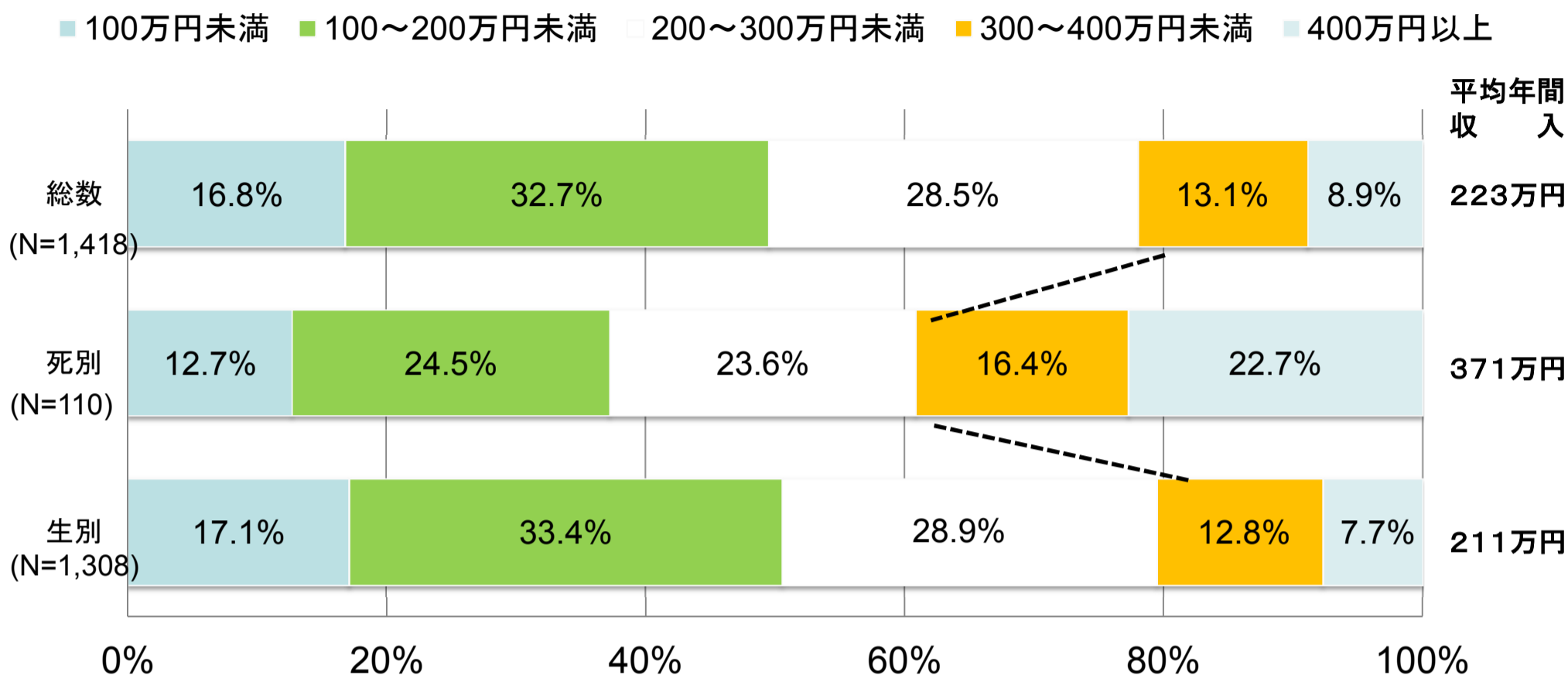
※ 世帯数(推計値)は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

## 11(1) 年間収入の状況(母子家庭)

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は223万円。母子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は291万円。
- 生別母子世帯と死別母子世帯とでは、死別母子世帯では、300万円未満が60.8%である一方、生別母子世帯では、300万円未満が79.4%を占める。

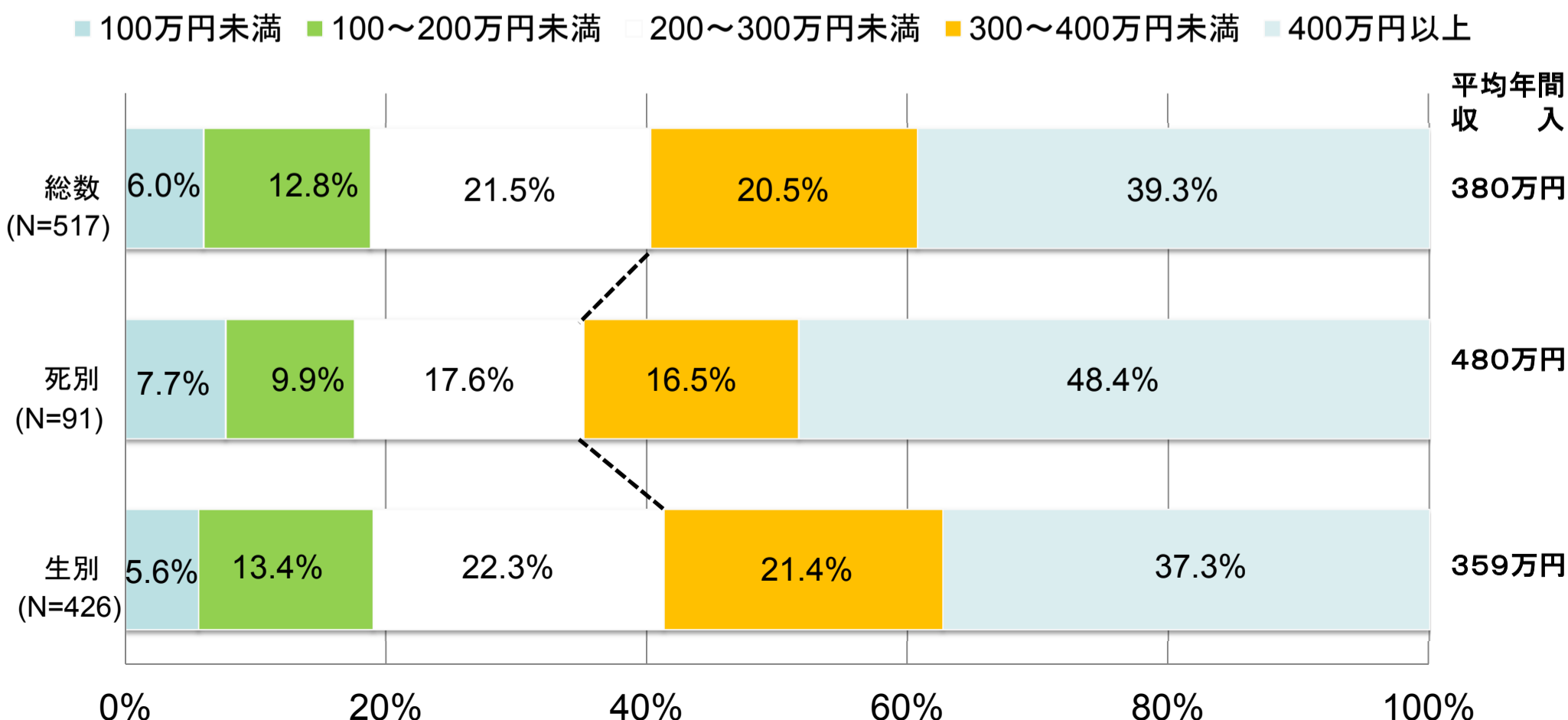


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 特別集計

5

## 11(2) 年間収入の状況(父子家庭)

- 父子世帯の父自身の平均年間収入は380万円。父子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は455万円。
- 生別父子世帯と死別父子世帯とでは、死別父子世帯では、300万円未満が35.2%である一方、生別父子世帯では、300万円未満が41.3%となっている。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 特別集計

6

## 母子自立支援員に係る地方交付税措置について

母子自立支援員の設置に要する費用については、下記の算定基礎により地方交付税措置が行われている。

- 道府県(標準団体規模 人口170万人)
  - ・ 母子自立支援員 2人
  - ・ 非常勤母子自立支援員 6人
  
- 市町村(標準団体規模 人口10万人)
  - ・ 母子自立支援員 1人(児童扶養手当の支給に関する事務に係る職員と兼務)
  - ・ 非常勤母子自立支援員 1人

(出典)平成24年度地方交付税制度解説(単位費用編)

## 母子自立支援員の設置状況

(平成24年度末現在)

都道府県	母子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	68	82	35	34	97%	
青森県	6	5	11	11	4	36%	
岩手県	25	4	29	13	1	8%	
宮城県	15	22	37	13	2	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県保健福祉事務所に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	12	20	13	12	92%	調査時点で退職者が出たため92%。 25年度現在は設置率100%。
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	14	10	24	32	10	31%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	16	26	12	11	92%	
埼玉県	22	31	53	40	15	38%	
千葉県	21	74	95	37	36	97%	
東京都	1	155	156	49	49	100%	
神奈川県	6	53	59	19	18	95%	
新潟県	8	12	20	20	3	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県地域機関に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
富山県	2	10	12	10	9	90%	
石川県	4	15	19	11	11	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	13	100%	
長野県	11	23	34	19	19	100%	
岐阜県	8	29	37	21	21	100%	
静岡県	8	12	20	23	5	22%	
愛知県	6	64	70	38	38	100%	
三重県	5	17	22	15	15	100%	
滋賀県	4	16	20	13	13	100%	
京都府	12	48	60	15	13	87%	
大阪府	4	76	80	33	33	100%	
兵庫県	7	57	64	29	29	100%	
奈良県	5	17	22	13	13	100%	
和歌山県	8	7	15	9	6	67%	
鳥取県	2	17	19	17	17	100%	
島根県	0	27	27	19	19	100%	
岡山県	3	25	28	18	15	83%	
広島県	2	37	39	22	20	91%	調査時点で退職者が出たため。本来は100%。
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	9	18	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	4	12	16	11	11	100%	
高知県	2	5	7	11	3	27%	
福岡県	32	55	87	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	11	11	100%	
長崎県	4	15	19	13	13	100%	
熊本県	9	19	28	14	14	100%	
大分県	0	20	20	14	14	100%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	県が委嘱した母子自立支援員を市に配置。
鹿児島県	15	10	25	21	3	14%	
沖縄県	10	4	14	11	3	27%	
合計	400	1222	1622	854	662	78%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	10
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	21
京都市	32
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	6
広島市	8
北九州市	10
福岡市	22
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	4
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
船橋市	4
柏市	2
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	4
東大阪市	7
豊中市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6